

令和 3 年 度

高知県労働委員会活動記録



高知県労働委員会事務局編

ま え が き

この活動記録は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間の当委員会の活動状況や事件の取扱状況を整理収録したものです。

令和3年度は、昨年に引き続き、全国で新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言、まん延防止措置等に基づき休業や時短営業等が要請されたことなどにより、労使双方の置かれた状況は非常に厳しいものとなりました。

そのような中、当委員会では、感染防止対策を徹底しながら審査・調整、労働相談等の業務を継続しつつ、必要に応じてウェブによる総会等の開催ができるように、万全の準備を整えて対応してきたところです。

また、行政サービスのデジタル化の推進に当たって、令和2年度の審査・調整手続に係る押印の見直しに続き、令和3年度は、これらの手続を電子申請システムでも行えるようにしました。加えて、A I - F A Qシステムについても、新たな質問項目を追加するなど、より良いサービスの提供にも取り組んでいるところです。

今後も、政府のSDGsアクションプラン2021において掲げられている「働き方改革を通じたディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のテーマの下に、「労働問題解決のコンシェルジュ」として、あらゆる人々が活躍し、いきいきと仕事ができる高知を目指し、様々な取組を推進して参ります。

この冊子が、日頃、労働問題に携わっておられる関係各位に多少なりともお役に立てれば幸いに存じます。

令和4年5月

高知県労働委員会
事務局長 久保 誠

目 次

第1章 組 織	
第1節 委 員	1
第2節 あっせん員候補者	3
第3節 事 務 局	4
第2章 労働委員会の活動状況	
第1節 会 議 等	
1 総 会	5
2 公益委員会議	9
3 連 絡 会 議	10
4 連絡会議議題	11
第2節 労働争議の調整及び実情調査	
1 労働争議の調整	13
（1）概 況	13
（2）新規係属件数の推移	14
2 実 情 調 査	15
（1）概 況	15
（2）取扱事件一覧	15
第3節 審 査	
1 労働組合の資格審査	18
（1）概 況	18
（2）取扱事件一覧	18
2 不当労働行為救済申立事件の審査	19
（1）概 況	19
（2）取扱事件一覧	20
（3）申立件数の推移	20
（4）事件別概要	21
昭和45年（不）第9～11号併合事件	21
昭和46年（不）第1号事件	27
昭和51年（不）第1～10号併合事件	29
令和2年（不）第1号事件	35
（5）審査期間の目標の達成状況等	46
第4節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示	
概 況	48

第5節 個別労働紛争の解決促進

1 労働相談	4 9
概況	4 9
2 個別労働紛争のあっせん	5 2
(1) 概況	5 2
(2) 取扱事件一覧	5 3
(3) 申請件数の推移	5 3

資料

1 労働争議調整事件 調整内容別件数表	5 4
2 労働争議調整事件 処理区分表	5 6
3 労働争議実情調査件数表	5 7
4 資格審査 立証目的別受付件数表	5 8
5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表	5 9
6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表	6 0
7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表	6 1
8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表	6 4
9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表	6 6
10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表	6 8
11 令和3年度広報活動実績	6 9
12 AI-FAQシステムについて	7 0
※ 高知県労働委員会CMテーマ曲・イメージフラワー	7 1

高知県労働委員会の沿革

昭和21年3月1日	労働組合法（旧法）施行 高知県地方労働委員会発足、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5名委嘱
昭和21年10月13日	労働関係調整法施行
昭和24年6月10日	労働組合法（現行法）施行、労働関係調整法の一部改正
昭和24年8月4日	中央労働委員会規則（現労働委員会規則）制定及び施行
平成12年4月1日	地方分権一括法により、地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務に変更
平成13年4月1日	地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを実施
平成13年7月11日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律公布（同年10月1日施行）
平成17年1月1日	労働組合法の一部改正により、高知県地方労働委員会の名称が高知県労働委員会に変更

第 1 章 組 織

第 1 節 委 員

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）及び使用者の代表者（使用者委員）をもって構成され、委員の任期は2年である。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づき、また、公益委員は、労・使委員の同意を得て、知事が任命している。

会長及び会長代理は、公益委員の中から選挙している。

令和3年度の当委員会は、第42期委員及び第43期委員により運営した。

第 4 2 期 委 員 名 簿

(任期：令和2年3月18日～令和4年3月17日)

区分	氏 名	現 職 等	委 員 経 歴
公 益 委 員	◎下 元 敏 晴	弁 護 士	昭和56年2月1日～
	○山 岡 敏 明	弁 護 士	平成6年3月18日～
	川 田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日～
	藤 原 潤 子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日～
	高 林 藍 子	弁 護 士	令和2年3月18日～
労 働 者 委 員	池 澤 研 吉	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長	平成26年7月1日～
	小野川 公 作	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長代行	平成28年3月18日～
	筒 井 敬 二	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日～
	西 川 敦 子	ウイル労働組合 中央執行委員	令和2年3月18日～
	市 川 稔 道	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	令和2年3月18日～
使 用 者 委 員	長 瀧 正 隆	高知県経営者協会参与	平成30年3月18日～
	加 藤 稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日～
	西 山 彰 一	宇治電化学工業(株) 代表取締役社長	平成26年3月18日～
	小笠原 光 豊	陽和産業(株) 代表取締役社長	平成28年3月18日～
	三 宮 昌 子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日～

(注) ◎会長 ○会長代理

現職は令和4年3月17日現在

第43期委員名簿

(任期：令和4年3月18日～令和6年3月17日)

区分	氏名	現職等	委員経歴
公益委員	◎下元 敏晴	弁護士	昭和56年2月1日～
	○川田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日～
	藤原 潤子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日～
	高林 藍子	弁護士	令和2年3月18日～
	参田 敦	弁護士	令和4年3月18日～
労働者委員	池澤 研吉	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長	平成26年7月1日～
	筒井 敬二	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日～
	市川 稔道	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	令和2年3月18日～
	佐々木 徹	全国繊維化学食品流通サービス一 般労働組合同盟 高知県支部支部長	令和4年3月18日～
	山岡 千佳	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長	令和4年3月18日～
使用者委員	沖田 良二	高知県経営者協会理事	令和4年3月18日～
	加藤 稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日～
	三宮 昌子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日～
	野村 茂	土佐酸素(株) 代表取締役社長	令和4年3月18日～
	片山 弘紀	(株)ミロクテクノウッド 代表取締役社長	令和4年3月18日～

(注) ◎会長 ○会長代理
現職は令和4年3月31日現在

第 2 節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法に基づき、労働争議のあっせんに当たることとなっている。その任期は、法律その他に格別の規定がないので、特別の場合を除くほか、委員改選などの都度、委嘱の審議、決定を行っている。

令和3年度は、現職委員及び事務局職員の中から、次のとおり、公益側9名、労働者側7名及び使用者側8名に委嘱した。

あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 等	委嘱年月日
下 元 敏 晴	弁 護 士	昭和56年2月2日
山 岡 敏 明	弁 護 士	平成6年3月25日
川 田 勲	高知大学名誉教授	平成6年3月25日
藤 原 潤 子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日
高 林 藍 子	弁 護 士	令和2年3月18日
参 田 敦	弁 護 士	令和4年3月18日
久 保 誠	労働委員会事務局長	令和2年4月2日
小 松 正 延	労働委員会事務局次長	令和3年4月1日
小 溝 智 子	労働委員会事務局審査調整員	平成31年4月4日
池 澤 研 吉	日本労働組合総連合会高知県連合会会長	平成26年7月3日
小野川 公 作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行	平成28年3月18日
筒 井 敬 二	高知県労働組合連合会執行委員長	平成28年3月18日
西 川 敦 子	ウイル労働組合中央執行委員	令和2年3月18日
市 川 稔 道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長	令和2年3月18日
佐々木 徹	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 高知県支部支部長	令和4年3月18日
山 岡 千 佳	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長	令和4年3月18日
長 瀧 正 隆	高知県経営者協会参与	平成30年3月20日
加 藤 稔	(株)ソフテック代表取締役社長	平成24年3月19日
西 山 彰 一	宇治電化学工業(株)代表取締役社長	平成26年3月18日
小笠原 光 豊	陽和産業(株)代表取締役社長	平成28年3月18日
三 宮 昌 子	(株)高知銀行常務取締役	平成30年3月20日
野 村 茂	土佐酸素(株)代表取締役社長	令和4年3月18日
片 山 弘 紀	(株)ミロクテクノウッド代表取締役社長	令和4年3月18日
沖 田 良 二	高知県経営者協会理事	令和4年3月18日

(注) 現職は令和4年3月31日現在。ただし、第42期退任委員については同月17日現在

第 3 節 事 務 局

労働委員会の事務を整理するため、労働組合法に基づいて事務局が置かれている。
事務局の職員は、会長の同意を得て知事が任命する。

事務局職員名簿

職 名	氏 名	事務局発令年月日
事 務 局 長	久 保 誠	令和 2 年 4 月 1 日
事 務 局 次 長	小 松 正 延	令和 3 年 4 月 1 日
審 査 調 整 員	小 溝 智 子	平成31年 4 月 1 日
主 幹	大 倉 さ よ	令和 3 年 4 月 1 日
主 幹	富 崎 英	平成29年 4 月 1 日
主 査	橋 上 李 保	平成31年 4 月 1 日
主 事	武 樋 春 保	令和 2 年 4 月 1 日

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総会

労働委員会は、労働委員会規則により月1回以上総会を開くこととされており、当委員会は、原則として毎月第1及び第3木曜日に定例総会を、また、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することとしている。

令和3年度は、定例総会が21回、臨時総会が1回開催され、その概要は、次のとおりである。

総会開催状況

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1856	4.1	委員室	下元 山岡 川田 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 令和2年(不)1号事件について 2 とさでん交通(株)、高知西南交通(株)及び高知 東部交通(株)各事件の実情調査終結について 3 第532回公益委員会議について 4 あっせん員候補者の委解嘱について 5 第1855回定例総会議事録承認について
1857	4.15	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 令和2年(不)1号事件の終結について 2 四国運輸(株)及び高知福山通運(株)各事件の実 情調査終結について 3 労働相談実績(3月分及び令和2年度総計)につ いて 4 第1856回定例総会議事録承認について
1858	5.6	委員室	下元 山岡 川田 高林	小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 西山 三宮	1 第1857回定例総会議事録承認について
1859	5.20	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 西山 三宮	1 労働相談実績(4月分)について 2 第1858回定例総会議事録承認について
1860	6.3	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 高知県運輸合同労組高知通運支部、高知福山通 運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び 丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 2 四国ブロック労働委員会会長連絡会議について 3 第1859回定例総会議事録承認について
1861	6.17	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	小野川 筒井 市川	長瀧 加藤 西山 三宮	1 高知通運(株)及び高知県倉庫運送(株)事件の実 情調査終結について 2 労働相談実績(5月分)について 3 第1860回定例総会議事録承認について
1862	7.1	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	小野川 筒井	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 第1861回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1863	7. 15	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 2 労働相談実績(6月分)について 3 第1862回定例総会議事録承認について
1864	8. 5	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 2 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 3 第1863回定例総会議事録承認について
1865	8. 19	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	筒井 西川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 労働相談実績(7月分)について 2 第1864回定例総会議事録承認について
1866	9. 16	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 労働相談実績(8月分)について 2 第1865回定例総会議事録承認について
1867	10. 7	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原	1 昭和51年(不)1～10号併合事件について 2 第1866回定例総会議事録承認について
1868	10. 21	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 昭和51年(不)1～10号併合事件について 2 労働相談実績(9月分)について 3 第1867回定例総会議事録承認について
1869	11. 4	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 高知赤十字病院労組の争議行為の予告通知について 2 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 3 第1868回定例総会議事録承認について
1870	11. 25	委員室	下元 山岡 川田 藤原	池澤 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 四国運輸(株)事件の実情調査終結について 2 とさでん交通労組の争議行為の予告通知について 3 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について 4 労働相談実績(10月分)について 5 第1869回定例総会議事録承認について
1871	12. 2	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	小野川 市川	長瀧 西山 小笠原 三宮	1 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 2 とさでん交通(株)、高知西南交通(株)及び高知東部交通(株)各事件の実情調査終結について 3 第1870回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1872	12.16	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 昭和51年(不)1～10号併合事件について 2 令和3年(個)270号事件のあっせん申請について 3 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 4 高知通運(株)、高知県倉庫運送(株)、(株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調査終結について 5 労働相談実績(11月分)について 6 第1871回定例総会議事録承認について ※委員勉強会 「高知産業保健総合支援センター業務の概要・治療と仕事の両立支援の事業推進について」 講師：高知産業保健総合支援センター副所長
1873	1.6	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 市川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 令和3年(個)270号事件のあっせん終結について 2 第1872回定例総会議事録承認について 3 昭和45年(不)9～11号、46年(不)1号、51年(不)1～10号事件について
1874	1.20	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 西川 市川	長瀧 西山 小笠原	1 第533回公益委員会議について 2 労働相談実績(12月分)について 3 第1873回定例総会議事録承認について
1875	2.17	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川	長瀧 加藤 西山 小笠原 三宮	1 第534回公益委員会議について 2 労働相談実績(1月分)について 3 第1874回定例総会議事録承認について
1876	3.3	委員室	下元 山岡 川田 藤原 高林	池澤 小野川 筒井 西川 市川	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 令和4年(個)271号事件のあっせん申請について 2 高知赤十字病院労組の争議行為の予告通知について 3 西日本N T T 関連労組の争議行為の予告通知について 4 第1875回定例総会議事録承認について

回数	月日	場所	出席委員			付議事項
			公	労	使	
1877 (臨時)	3.18	委員室	下元 川田 藤原 高林 参田	池澤 筒井 市川 佐々木 山岡	沖田 加藤 三宮 野村 片山	1 会長職務代行者について 2 各側連絡幹事について 3 定例総会開催日について 4 あっせん員候補者の委解嘱について 5 申し合わせ事項について 6 令和4年(個)271号事件のあっせん経過について 7 昭和45年(不)9～11号、46年(不)1号、51年(不)1～10号事件の終結について 8 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 9 (株)NTTフィールドテクノ事件の実情調査終結について 10 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 11 とさでん交通労組の争議行為の予告通知について 12 労働相談実績(2月分)について 13 第1876回定例総会議事録承認について 14 委員むつみ会について

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和3年度は2回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

公益委員会議開催状況

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付議事項
533	1.20	会長室	下元 山岡 川田 藤原 高林	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について
534	2.17	会長室	下元 山岡 川田 藤原 高林	昭和45年（不）第9～11号、昭和46年（不）第1号及び昭和51年（不）第1～10号不当労働行為救済申立事件に係る決定について

3 連絡会議

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

区分	参集範囲	開催月日	担当県等	開催地	本県出席者
三者連絡会議	全国	11月18日・19日	中労委	新型コロナウイルス対策のため Web開催	川田委員 藤原委員 池澤委員 小野川委員 筒井委員 市川委員 長瀧委員 西山委員 三宮委員 久保局長ほか
	四国	6月18日	高知県	新型コロナウイルス対策のため Web開催	下元会長 山岡委員 川田委員 藤原委員 高林委員 池澤委員 小野川委員 筒井委員 西川委員 市川委員 長瀧委員 加藤委員 小笠原委員 三宮委員 久保局長ほか
公益委員会	四国	新型コロナウイルス対策のため 書面会議	愛媛県		
会長会議	全国	新型コロナウイルスの影響により中止	(長崎県)	(長崎市)	
	中国・四国	7月20日	高知県	新型コロナウイルス対策のため Web開催	下元会長 ほか
	四国	5月21日	高知県	新型コロナウイルス対策のため Web開催	下元会長 ほか
局長会議	全国	新型コロナウイルスの影響により中止	(長崎県)	(長崎市)	
	四国	5月21日	高知県	新型コロナウイルス対策のため Web開催	久保局長 ほか
課長会議	全国 (調整主管課長会議)	11月25日	中労委	新型コロナウイルス対策のため Web開催	小松次長
	全国 (審査主管課長会議)	11月25日	中労委	新型コロナウイルス対策のため Web開催	小松次長
	四国 (審査・調整主管課長会議)	7月28日	愛媛県	新型コロナウイルス対策のため Web開催	小溝審査調整員

4 連絡会議議題

◎ 第76回全国労働委員会連絡協議会総会 (3.11.18・19 Web)

- (1) 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて (九州ブロック公労使)
- (2) 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について
(北海道・東北ブロック公労使)
- (3) 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について (中部ブロック公労使)

◎ 第108回四国労働委員会協議会総会 (3.6.18 Web)

- (1) フリーランスが組織した団体等からの労働争議のあっせん申請があった場合の対応について (徳島県労委)
- (2) 合同労組の不当労申立てに係る労働委員会の管轄について (香川県労委)
- (3) 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について (愛媛県労委)

◎ 第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会 (書面会議)

- (1) 無期転換後の雇止めや団交拒否に関する不当労働行為の審査について (徳島県労委)
- (2) あっせん案における反省文の提出とあっせん案合意後の不履行について (香川県労委)
- (3) コロナ禍における団体交渉の手法について (高知県労委)

◎ 第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (3.7.20 Web)

- (1) 同一労働同一賃金に関連する労働相談状況や今後の対応方針について (島根県労委)
- (2) 不当労働行為事件の審査において被申立人と接触することが困難な場合の対応方法について (広島県労委)

◎ 四国ブロック労働委員会会長連絡会議 (3.5.21 Web)

- (1) 個別労働関係紛争あっせんの対象者 (労働者) について (徳島県労委)
- (2) 法人登記を目的とした組合資格審査について (香川県労委)
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査の計画の変更について (愛媛県労委)

◎ 令和3年度四国地区労働委員会事務局長連絡会議 (3.5.21 Web)

- (1) コロナ禍における労働委員会の広報活動について (徳島県労委)
- (2) 労働委員会における押印の見直しについて (香川県労委)
- (3) ウェブ会議開催に向けた体制整備等の取組について (愛媛県労委)

◎ **令和3年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議** (3.11.25 Web)

- (1) 調整業務の運営について (中労委)
- (2) 都道府県労働委員会からの事例報告
 - ア 労働争議調整事件における事例
 - イ 個別労働紛争事件における事例
- (3) 都道府県労働委員会からの業務報告

◎ **令和3年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議** (3.11.25 Web)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に掛る取組と課題 (ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む)
- (2) 資格審査を巡る諸課題
- (3) 押印廃止の実務への影響

◎ **令和3年度四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議**

(3.7.28 Web)

- (1) 労働関係調整法に基づく労働組合からのあっせん打ち切り後、使用者側からあっせん申請があった場合の対応について (徳島県労委)
- (2) あっせんにおける解決金の課税リスクの考え方について (香川県労委)
- (3) 個別のあっせん利用を勧めるべきケースの特徴や勧めるタイミングについて (高知県労委)
- (4) 不当労働行為救済申立事件における代理人に対する尋問の取扱いについて (愛媛県労委)

第 2 節 労働争議の調整及び実情調査

1 労働争議の調整

(1) 概 況

令和3年度に調整事件の取扱いはなかった。

第1表 調整区分及び処理状況

年度	区分	前年度 繰越	新規係属				合計	処理状況	
			あつせん	調停	仲裁	計		終結	繰越
元年度			1			1	1		1
2年度		1					1	1	
3年度									
計		1	1			1	2	1	1

第2表 調整内容区分（新規係属分）

区分	年度	元年度		2年度		3年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
組合承認・組合活動									
協約締結・全面改定									
協約効力・解釈									
賃金増額									
一時金									
諸手当									
その他賃金に関するもの		1	50.0%					1	50.0%
退職一時金・年金									
解雇手当・休業手当									
労働時間									
休日・休暇									
作業方法の変更									
定年制									
その他の労働条件									
事業休廃止・事業縮小									
企業合併・営業譲渡									
人員整理									
配置転換									
解雇									
その他の経営・人事		1	50.0%					1	50.0%
福利厚生									
団交促進									
事前協議制									
その他									
計		2	—		—		—	2	—

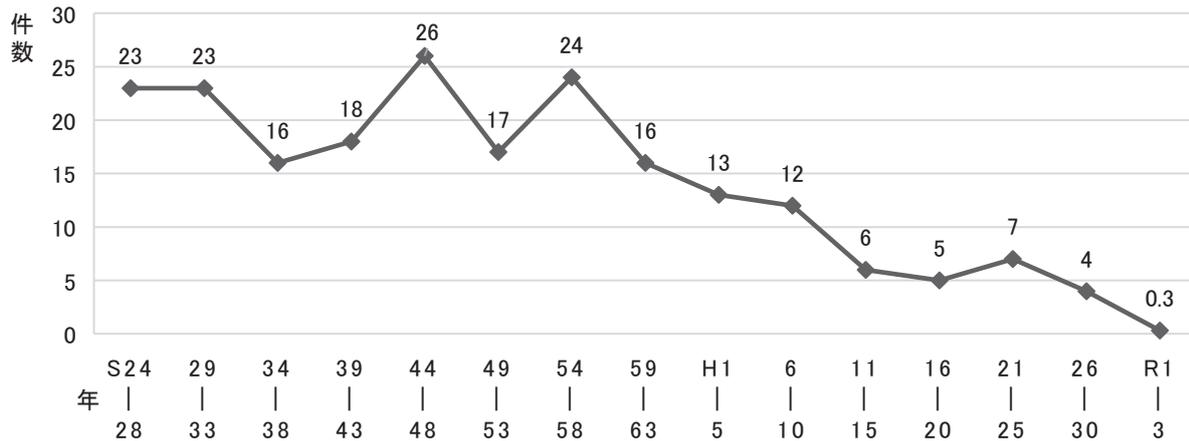
第3表 申請・職権区分（新規係属分）

年度	区分	申請によるもの			職権によるもの	合計
		組合	使用者	双方		
元年度		1				1
2年度						
3年度						
計		1				1

第4表 終結処理区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		累計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取下								
	解決								
	打切			1	100.0%			1	100.0%
	不調								
	却下								
	裁定								
	移管								
	合計		—	1	—	—	—	1	—
翌年度繰越		1	—	—	—	—	1	—	

(2) 新規係属件数の推移



(注) 5年ごとの平均値

2 実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

令和3年度は、新たに調査を開始したものが26件、前年度からの繰越が9件で、このうち26件が終結した。

年度	区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況	
					終結	繰越
元年度		8	29	37	31	6
2年度		6	23	29	20	9
3年度		9	26	35	26	9
計		23	78	101	77	24

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	事件名	組合員数	内容	調査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
3年中2号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	職員	3.3.5 (3.3.4)	3.6.17	解決
〃中3号	四国運輸(株)	213	賃金引上げ等	〃	3.3.5 (3.3.4)	3.4.15	解決
〃中4号	高知福山通運(株)	60	賃金引上げ等	〃	3.3.5 (3.3.4)	3.4.15	解決
〃中5号	高知県倉庫運送(株)	25	賃金引上げ等	〃	3.3.5 (3.3.4)	3.6.17	解決
〃中6号	丸中運送(株)	45	賃金引上げ等	〃	3.3.5 (3.3.4)	3.8.5	解決
〃中7号	丸福運輸(株)	18	賃金引上げ等	〃	3.3.5 (3.3.4)	3.8.5	解決
〃中8号	とさでん交通(株)	648	賃金引上げ等	〃	3.3.15 (3.3.8)	3.4.1	解決
〃中9号	高知西南交通(株)	58	賃金引上げ等	〃	3.3.15 (3.3.8)	3.4.1	解決
〃中10号	高知東部交通(株)	26	賃金引上げ等	〃	3.3.15 (3.3.8)	3.4.1	解決

- (注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。
2 事件番号は、暦年による。

(新規受付)

事件番号	事 件 名	組合員数	内 容	調 査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
3年 中11号	高知通運 (株)	2	一時金の要求等	職員	3.5.28 (3.5.28)	3.6.17	解決
" 中12号	高知福山通運 (株)	60	一時金の要求等	"	3.5.28 (3.5.28)	3.7.15	解決
" 中13号	高知県倉庫運送 (株)	25	一時金の要求等	"	3.5.28 (3.5.28)	3.6.17	解決
" 中14号	丸中運送 (株)	45	一時金の要求等	"	3.5.28 (3.5.28)	3.8.5	解決
" 中15号	丸福運輸 (株)	18	一時金の要求等	"	3.5.28 (3.5.28)	3.8.5	解決
" 中16号	高知赤十字病院	45	賃金表の改善等	"	3.10.22 (3.10.22)	3.12.8	解決
" 中17号	高知通運 (株)	2	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.12.16	解決
" 中18号	四国運輸 (株)	218	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.11.25	解決
" 中19号	高知福山通運 (株)	60	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.12.2	解決
" 中20号	高知県倉庫運送 (株)	25	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.12.16	解決
" 中21号	丸中運送 (株)	43	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.12.16	解決
" 中22号	丸福運輸 (株)	16	一時金の要求等	"	3.10.29 (3.10.29)	3.12.16	解決
" 中23号	とさでん交通 (株)	624	特別休暇制度の確立等	"	3.11.12 (3.11.9)	3.12.2	解決
" 中24号	高知西南交通 (株)	54	特別休暇制度の確立等	"	3.11.12 (3.11.9)	3.12.2	解決
" 中25号	高知東部交通 (株)	31	特別休暇制度の確立等	"	3.11.12 (3.11.9)	3.12.2	解決
4年 中1号	高知赤十字病院	41	賃金表の改善等	"	4.2.28 (4.2.24)	4.3.18	解決
" 高1号	(株)NTTフィールドテクノ	1	賃金引上げ等	"	4.3.2	4.3.18	打切
" 中2号	高知通運 (株)	2	賃金制度の確立・改善等	"	4.3.4 (4.3.4)		繰越
" 中3号	四国運輸 (株)	220	賃金制度の確立・改善等	"	4.3.4 (4.3.4)		繰越
" 中4号	高知福山通運 (株)	60	賃金制度の確立・改善等	"	4.3.4 (4.3.4)		繰越

事件番号	事 件 名	組合 員数	内 容	調 査			処理 状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
4年 中5号	高知県倉庫運送（株）	25	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)		繰越
〃 中6号	丸中運送（株）	44	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)		繰越
〃 中7号	丸福運輸（株）	16	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)		繰越
〃 中8号	とさでん交通（株）	614	賃金引き上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)		繰越
〃 中9号	高知西南交通（株）	53	賃金引き上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)		繰越
〃 中10号	高知東部交通（株）	34	賃金引き上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)		繰越

- (注) 1 開始年月日欄の（ ）は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。
2 事件番号は、暦年による。

第 3 節 審 査

1 労働組合の資格審査

(1) 概 況

令和3年度の資格審査は、新規受付2件であった。その立証目的は、委員推薦2件であり、すべて労組法の規定に適合するものと決定した。

【資格審査立証目的別受付件数】

年度 区分	元年度	2年度	3年度	計
委員推薦	2		2	4
不当労働行為		1		1
法人登記		1		1
労働者供給事業				0
労組法第18条				0
総会で特に必要と認めたもの				0
計	2	2	2	6

(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

番号	立証目的	受付年月日	補正の 有 無	処理状況	
				年月日	区分
4年1号	委員推薦	4.1.11	無	4.1.20	適
4年2号	委員推薦	4.1.11	無	4.1.20	適

(注) 事件番号は、暦年による。

2 不当労働行為救済申立事件の審査

(1) 概況

令和3年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が15件であった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1件(6.7%)は民間関係であった。15件とも終結した。

第1表 取扱件数

区分	年度	前年度 繰越	新規	計	処理状況	
					終結	繰越
元年度		15		15	1	14
2年度		14	1	15		15
3年度		15		15	15	
計		44	1	45	16	29

第2表 救済申立内容区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇									
不利益処分									
団交拒否				1	100.0%			1	100.0%
支配介入									
計			—	1	—		—	1	—

(注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	取 下					4	26.7%	4	25.0%
	却 下					10	66.7%	10	62.5%
	棄 却								
	救 済	1	100.0%			1	6.7%	2	12.5%
	和 解								
	移 送								
計		1	—		—	15	—	16	—
翌年度繰越		14	—	15	—		—	—	—

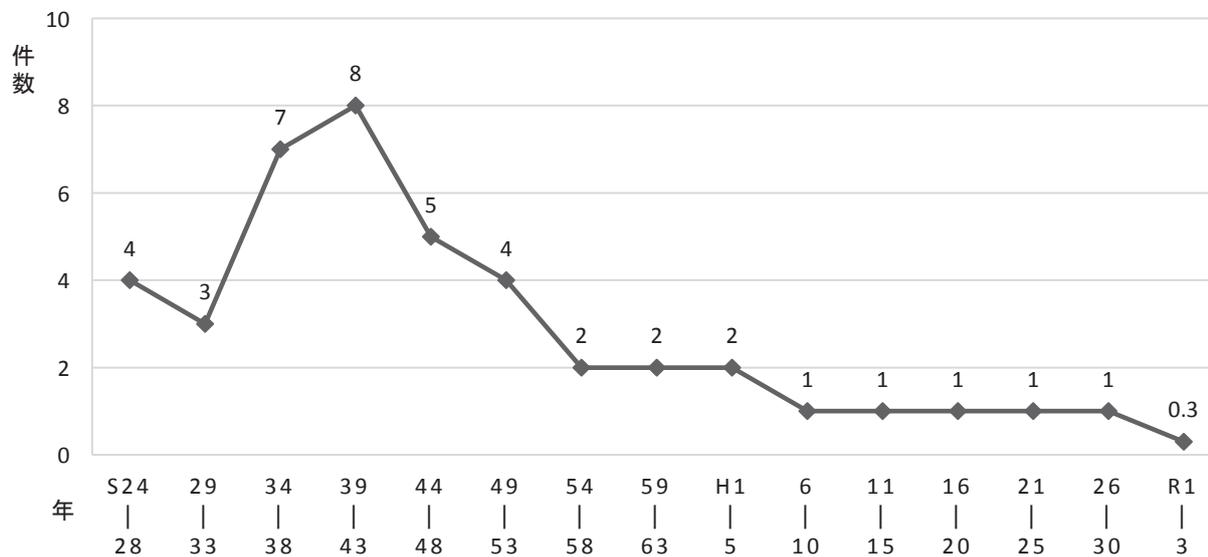
(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員	
				審査委員	参与委員
昭和45年(不)9～11号併合事件	S45.11.4	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
昭和46年(不)1号事件	S46.1.21	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
昭和51年(不)1～10号併合事件	S51.2.25	7条1号 1 懲戒処分の取消し 2 給与上の不利益回復 3 陳謝文の交付	3～6号 取下 1, 2, 7～ 10号却下	公益委員の全員	池澤 長瀧
令和2年(不)1号事件	R2.7.17	7条2号 1 団交の応諾 2 謝罪文の手交等 3 慰謝料の支払	R3.4.12 一部救済	山岡 高林	筒井 三宮

(注) 事件番号は、暦年による。

(3) 申立件数の推移



(注) 5年ごとの平均値

(4) 事件別概要

昭和45年（不）第9～11号併合事件

S 45. 11. 4 受付

R 4. 3. 15 終結

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M
高知県立B高等学校 調理員N
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

令和4年1月7日、当委員会は、昭和45年（不）第10号事件の申立人に対し、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を書面で通知し、同月11日、同書面は申立人に送達されたが、同月25日までに申立人から回答はなかった。

このため、同事件について同年2月17日の第534回公益委員会会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同月19日に申立人に、同月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同日付けで終結となった。

また、昭和45年（不）第9号事件の申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

昭和45年（不）第11号事件の申立人も、平成30年1月4日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、これらの事件について令和4年2月17日の上記公益委員会会議において併せて合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

決定書の内容は、次のとおりである。

なお、昭和45年（不）第9号事件の申立人は昭和46年（不）第1号事件及び昭和51年（不）第1号事件の、昭和45年（不）第10号事件の申立人は昭和51年（不）第9号事件の、昭和45年（不）第11号事件の申立人は昭和51年（不）第2号事件の救済申立ても行っているため、それぞれこれらの事件と併せて却下決定を行っている。

決 定 書

(昭和45年(不)第9号、昭和46年(不)第1号及び昭和51年(不)第1号事件)

申立人(承継人) X

被 申 立 人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第9号、高労委昭和46年(不)第1号及び高労委昭和51年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和45年11月4日、昭和46年1月21日及び昭和51年2月25日にそれぞれ、申立人X1は、本件救済申立てを行ったが、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人(承継人)Xは、本件救済申立ての承継の申出を行った。
申立人(承継人)Xは、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。
したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書

(昭和45年(不)第10号及び昭和51年(不)第9号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第10号及び高労委昭和51年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要

被申立人Yは、申立人X(以下「申立人」という。)が昭和44年7月10日及び昭和49年4月11日にX1組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかったとして、申立人に対し、それぞれ昭和44年11月5日に減給1/10 1か月の懲戒処分を、昭和50年2月27日に戒告の懲戒処分を行った。

申立人は、申立人が加入するX2組合の上部組織であるX3組合及びX1組合の正当な組合活動に参加したものであって、これらの処分は、正当な組合活動をしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであり、労働組合法第7条第1号に規定する不当労働行為に当たるとして、それぞれ昭和45年11月4日及び昭和51年2月25日に本件救済申立てを行った。

第2 当委員会における審査の経緯

高労委昭和45年(不)第10号不当労働行為救済申立事件については昭和45年11月12日に、高労委昭和51年(不)第9号不当労働行為救済申立事件については昭和51年2月27日に、それぞれ調査を開始して以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査が開始されないままであった。

令和4年1月7日、当委員会は、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を申立人に書面で通知し、同月11日、同書面は申立人に送達されたが、同月25日までに申立人から回答はなかった。

第3 当委員会の判断及び法令上の根拠

以上の審査の経緯を踏まえると、申立人は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書

(昭和45年(不)第11号及び昭和51年(不)第2号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第11号及び高労委昭和51年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和45年11月4日及び昭和51年2月25日にそれぞれ、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成30年1月4日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

昭和46年（不）第1号事件

S 46. 1. 21受付

R 4. 3. 15終結

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、令和4年2月17日の第534回公益委員会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

なお、申立人は、昭和45年（不）第9号事件及び昭和51年（不）第1号事件の救済

申立でも行っているため、これらの事件と併せて却下決定を發したので、決定書の内容は昭和45年（不）第9～11号併合事件を参照のこと。

昭和51年（不）第1～10号併合事件

S 51. 2. 25受付

R 4. 3. 15終結

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

改めて申立人に審査継続の意思を確認したところ、昭和51年（不）第3号事件は令和3年10月15日に、昭和51年（不）第4号事件は同年9月16日に、昭和51年（不）第5号事件は同月22日に、昭和51年（不）第6号事件は同年12月7日にそれぞれ取下書の提出があった

また、令和4年1月7日、当委員会は、昭和51年（不）第9号事件及び昭和51年（不）第10号事件の申立人に対し、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を書面で通知した。同書面は、同月9日、昭和51年（不）第10号事件の申立人に、同月11日、昭和51年（不）第9号事件の申立人にそれぞれ送達されたが、同月25日までにいずれの申立人からも回答はなかった。

このため、これらの事件について同年2月17日の第534回公益委員会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同月19日に昭和51年（不）第9号事件の申立人に、同月21日に昭和51年（不）第9号事件の申立人及び被申立人にそれぞれ送達され、同日付けで終結となった。

また、昭和51年（不）第1号事件の申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

昭和51年（不）第2号事件、昭和51年（不）第7号事件及び昭和51年（不）第8号事件の申立人も、それぞれ平成30年1月4日、平成14年9月18日及び平成20年5月22日に死亡し、各人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、いずれも本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、これらの事件について令和4年2月17日の上記公益委員会議において併せて合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

決定書の内容は、次のとおりである。

なお、昭和51年（不）第1号事件の申立人は昭和45年（不）第9号事件及び昭和46年（不）第1号事件の、昭和51年（不）第2号事件の申立人は昭和45年（不）第11号事件の、昭和51年（不）第9号事件の申立人は昭和45年（不）第10号事件の救済申立ても行っているため、それぞれこれらの事件と併せて却下決定を發したので、決定書の内容は昭和45年（不）第9～11号併合事件を参照のこと。

決 定 書
(昭和51年(不)第7号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和51年2月25日に、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成14年9月18日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書
(昭和51年(不)第8号事件)

申立人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和51年2月25日に、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成20年5月22日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書
(昭和51年(不)第10号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第10号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要

被申立人Yは、申立人X(以下「申立人」という。)が昭和49年4月11日及び同年5月23日にX1組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかったとして、申立人に対し、昭和50年2月27日に戒告の懲戒処分を行った。

申立人は、申立人が加入するX2組合の上部組織であるX3組合及びX1組合の正当な組合活動に参加したものであって、この処分は、正当な組合活動をしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであり、労働組合法第7条第1号に規定する不当労働行為に当たるとして、昭和51年2月25日に本件救済申立てを行った。

第2 当委員会における審査の経緯

昭和51年2月27日に調査を開始して以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査が開始されないままであった。

令和4年1月7日、当委員会は、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を申立人に書面で通知し、同月9日、同書面は申立人に送達された。

同月10日、申立人から当委員会の留守番電話に、本件救済申立てを行ったことはない旨等の連絡があったものの、その後、同月25日までに申立人からの回答はなかった。

第3 当委員会の判断及び法令上の根拠

以上の審査の経緯を踏まえると、申立人は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

令和2年（不）第1号事件

R 2. 7. 17受付

R 3. 4. 12終結

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団交の応諾
- 2 謝罪文の手交等
- 3 慰謝料の支払

申立人主張の要旨

申立人が、被申立人の提案を受け、とりあえず文書による主張の交換を行う旨を回答したが、その後、被申立人が申立人を介さず直接組合員に文書を送付したため、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求してきた。しかし、被申立人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否している。

このような被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、申立人同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、被申立人が運営しているB1病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

審査経過

令和2年9月14日 第1回調査
11月6日 第2回調査
12月13日 第1回審問
令和3年1月27日 第3回調査（結審）
3月29日 命令書決定（第532回公益委員会議）
4月12日 当事者命令書受領

命令書の内容は、次のとおりである。

命 令 書

申 立 人 X組合
組合長 A 1

被申立人 Y法人
理事長 B 1

上記当事者間の高労委令和2年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会
は、令和3年3月29日、第532回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公
益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、本命令交付後速やかに、下記内容の文書を申立人に交付するとともに、同一
内容の文書を、用紙の大きさはA4版（210×297ミリメートル）、文字のフォントは明朝
体、文字サイズは12ポイント以上で記載の上、被申立人交流室内の見やすい場所に10日間掲
示しなければならない。

記

年 月 日

X組合
組合長 A 1 様

Y法人
理事長 B 1

当法人は、令和元年11月12日に、高知県労働委員会から貴組合との団体交渉等に関する不
当労働行為救済命令を受けましたが、そのような経緯があつたにもかかわらず、今回、貴組
合からの令和2年6月1日から同年7月2日にかけての団体交渉の申入れに対して、当法人
が書面の交換による方法に固執し、これに応じなかったことが、同委員会において、労働組
合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。

当法人は、このことを真摯に受け止め、今後は、このような行為を繰り返さないようにし
ます。

- 2 申立人のその余の申立ては、棄却する。

理 由

第1 事案の概要

令和2年4月28日、申立人X組合（以下「組合」という。）が、組合員であるA2（以下、組合加入前を含めて「A2組合員」という。）の原職復帰等に係る団体交渉を被申立人Y法人（以下「法人」という。）に申し入れたところ、法人は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、団体交渉の方法を「文書郵送による主張の交換」を含む三つの方法から選択するよう提案し、組合は、とりあえず、「文書郵送による主張の交換」を行う旨を回答した。

同月30日以降、組合と法人との間で文書のやり取りが行われたが、その間、法人が直接A2組合員に労働契約の変更等に係る催告書を送付するなどしたため、組合は、法人に対し、同年5月12日に抗議及び話し合いの要求を行い、同年6月1日から同年7月2日にかけて対面方式（労使双方が直接会見して協議する方法をいう。以下同じ。）による団体交渉を複数回申し入れたが、法人は、「団体交渉も、密閉密集密接の状況に陥らない、文書による主張の交換を行うことが社会的責任であると考え」などとして、これに応じなかった。

組合は、上記の法人の対応は、労働組合法（以下「法」という。）第7条第2号に規定する不当労働行為に当たるとして、同月17日付けで本件救済申立てを行った。

第2 請求する救済の内容（要旨）

- 1 法人は、対面方式による団体交渉に応じること。
- 2 謝罪文の手交、掲示及び新聞広告欄への掲載
- 3 法人は、組合に慰謝料として100万円を支払うこと。

第3 当委員会が認定した事実

1 当事者

(1) 組合は、肩書地に事務所を置き、主として高知県に居住する労働者を対象とした個人加盟方式の労働組合であり、申立時点における組合員数は230名で、法人にはA2組合員以外に在籍していた者はいなかった。

(2) 法人は、肩書地において、B2科等を診療科目とするB3病院を運営する医療法人で、令和2年7月時点の従業員数は、常勤医師2名以下約60名であった。

なお、法人の理事長B1（以下「B1理事長」という。）は、B3病院の院長を兼ねている。

2 本件申立て前の労使関係

(1) A2組合員は、平成28年6月24日に法人に採用され、法人が運営するB3病院で准看護師として業務に従事していたところ、平成30年9月26日、B1理事長等から、医師等に対する言動を理由とする退職勧奨を受けたことから、同月27日に組合に加入した。

(2) 同日、組合は、法人に対し、A2組合員が組合に加入した旨を通知し、A2組合員に対する退職勧奨の撤回等を議題とする団体交渉を申し入れた。当該申入れを受けた法人は、A2組合員を看護補助者の業務に充てる方針を決定した。

(3) 同月29日以降、A2組合員を准看護師の業務に戻すこと等について、組合側は組合長A1（以下「A1組合長」という。）、組合顧問A3及びA2組合員が、法人側はB3病院の事務長B4が参加し、複数回団体交渉が実施されたが妥結に至らず、組合は、法人の団体交渉における対応が不誠実なものであるなどとして、同年11月28日付けで当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

(4) 当委員会は、上記(3)の不当労働行為救済申立てについて、令和元年11月22日付けで、法人に対し、団体交渉に誠意をもって応じること及び法人のA2組合員等に対する行為が法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められた旨の文書を組合に手交することを命じた。

なお、組合及び法人ともに再審査の申立て及び行政訴訟の提起を行わなかったため、当該命令は確定した。

3 本件申立てに至る経緯

(1) 以前から、A2組合員が日勤業務を欠勤し、夜勤業務のみに従事していたことから、令和2年4月24日、法人は、A2組合員に対し、勤務割表に従って夜勤業務だけでなく日勤業務にも出勤することを求める内容の催告書（以下「4・24催告書」という。）を送付した。

(2) 同月28日、組合は、「緊急の団体交渉申入れ」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の准看護師業務への復帰等を議題とする団体交渉を、同月30日にB3病院事務所において行うよう申し入れた。

(3) 同月28日、法人は、主に次の内容を記載した「緊急の団体交渉申入れについて（回答）」と題する書面を、組合にファクシミリで送付した。

ア 新型コロナウイルス感染症対策のため、B3病院の事務所では開催できない。

イ 以前団体交渉で利用したことのあるCの会議室も、新型コロナウイルス感染症の影響で貸出しが中止されている。

ウ 団体交渉のやり方を、いわゆる3密の状況を作らない次の三つの方法から選んでもらうことを提案する。

(ア) 組合のフェイスブックでのメッセージ交換

(イ) 電話会議

(ウ) 文書郵送による主張の交換

なお、本件審問において、B1理事長は、上記の提案（以下「4・28法人提案」という。）をした当時、B3病院のように、高齢であるとか、糖尿病等の合併症を持つ入院患者の比率の高い環境下においては、外部の人との接触による感染を防ぐ必要があった旨及び長時間にわたり、また、大声が出る可能性のある対面方式による団体交渉においては、十分な感染防止対策を行うことは不可能という認識であった旨供述した。

(4) 同日、組合は、「とりあえず」、「文書郵送による主張の交換」を行う旨を記載した書面（以下「4・28組合回答」という。）を、法人にファクシミリで送付した。

なお、本件審問において、B1理事長は、4・28組合回答における「とりあえず」の意味について、「変更があり得る」、また、「当面とか、一時的」と理解していた旨供述した。

(5) 同月30日、組合は、「団交文書を送る」旨を記載した送り状とともに、A2組合員の准看護師業務への復帰を求める旨等を記載した「団体交渉文書での要求と主張」と題する書面を、法人にファクシミリで送付した。

(6) 同年5月1日付けで、法人は、法人が問題としているA2組合員の言動についてA2組合員本人が否定する限りにおいて、准看護師業務への復帰はない旨等を記載した書面を組合に送付した。

(7) 同月8日付けで、法人は、A2組合員に対し、主に次の内容を記載した催告書（以

- 下「5・8催告書」という。)を送付した。
- ア 4・24催告書をもって出勤を求めたにもかかわらず、勤務割に従った日勤への出勤がなかったのは指示命令への違反であり、嚴重に注意する。
- イ 労働契約の内容を実態に合わせ、夜勤のみを行う非常勤看護補助者に改めることを提案するので、当該労働契約の変更についての諾否を同月15日までに回答するよう求める。
- (8) 同月12日付けで、組合は、主に次の内容を記載した「抗議と、話し合いの要求」と題する書面を法人に送付した。
- ア 双方の合意により「文書による団体交渉」が行われている最中に、A2組合員に一方的に5・8催告書を送りつけた行為は、先に不当労働行為の救済命令を受けたにもかかわらず、再度不当労働行為を繰り返したものとして、強く抗議する。
- イ 労使の話し合いのルールに基づき団体交渉を行うことを要求する。
- なお、本件審問において、A1組合長は、当該書面を送付した意図について、曖昧な書き方になっているが、文書でやり取りすることについて、一旦承認したものを撤回したということである旨供述した。
- (9) 同月16日付けで、法人は、医療機関として新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでおり、団体交渉は、密閉・密集・密接の状況を起こさないよう文書による主張の交換により行う旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (10) 同月19日付けで、組合は、A2組合員の原職復帰を求めるとともに、それまでの間、A2組合員の全ての勤務を、日勤なしの夜間勤務にすることを求める旨、今回の問題は、労使の話し合いのルールに基づき団体交渉の中で解決するよう求める旨等を記載した「夜勤問題についての要求」と題する書面を法人に送付したところ、同月21日付けで、法人は、まずは、5・8催告書で提案した労働契約の変更についての諾否を回答するよう求める旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (11) 法人は、同月29日付けで、A2組合員に対し、4・24催告書をもって出勤を求めても出勤しなかったことから、A2組合員と法人との従来の労働契約は、同月31日をもって終了する旨、5・8催告書で提案した労働契約の変更についての回答を改めて求める旨等を記載した催告書を送付するとともに、同月30日付けで、組合に対し、A2組合員に同月29日付け催告書を送付した旨等を記載した通知文書を送付した。
- (12) 同年6月1日付けで、組合は、「抗議と、団体交渉の要求」と題する書面を法人に送付し、団体交渉継続中に一方的にA2組合員に対し労働契約の不存在を通告する文書を送付したことに強く抗議するとともに、団体交渉を同月3日に行うよう申し入れ、開催場所については、法人が設定するよう求めた。
- なお、本件審問及び陳述書において、A1組合長は、Cの職員から同館の会議室の貸出しが同年5月13日から再開されたことを確認していたため、これまで団体交渉はB3病院の事務所を指定していたが、法人から3密を回避したいとの意向もあったので、開催場所については、法人の方で設定するよう求めた旨供述した。一方、本件審問において、B1理事長は、4・28法人提案以降、Cの会議室の貸出しの再開状況を確認したことはなかった旨供述した。
- (13) 同年6月2日付けで、法人は、「文書による団体交渉」と題する書面を組合に送付し、A2組合員の労働条件の変更について回答するよう求めたが、当該書面には、上記(12)の団体交渉の申し入れに対する回答はなかった。

- (14) 同月3日付けで、組合は、「団体交渉申し入れ書」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の労働条件等を議題とする団体交渉を、同月9日にB3病院の事務所で行うか、又は法人が団体交渉の開催日時及び開催場所を指定するよう申し入れた。
- 当該書面には、「労働組合法には文書団体交渉なるものはない」とも記載されていた。
- (15) 同月6日付けで、法人は、「団体交渉文書」と題する書面を組合に送付したが、当該書面には、上記(14)の団体交渉の申入れに対する回答はなく、4・28組合回答により組合が選択した「文書による団体交渉」という方法を、組合自らが問題視し、法人が団体交渉で求めているA2組合員との労働契約の変更について回答しないのは、不誠実な態度である旨等が記載されていた。
- (16) 同月8日付けで、法人は、主に次の内容を記載した、上記(14)の団体交渉の申入れに対する回答書面を組合に送付した。
- ア 4・28組合回答以降、「文書による団体交渉」が継続している。
- イ 新型コロナウイルス感染症対策は、地域社会全体が持続的に取り組むべきもので、組合と法人との団体交渉も、密閉・密集・密接の状況に陥らない、文書による主張の交換により行うことが社会的責任であると考ええる。
- (17) 同月11日付けで、組合は、「団体交渉申し入れ書」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の労働条件の変更等を議題とする団体交渉を、同月16日にB3病院内で行うよう申し入れた。
- 当該書面には、4・28法人提案は、いずれも法第7条の団体交渉にはならないが、未曾有の被害危機の中でやむを得ず暫定的措置として文書による主張の交換を行ってきた旨が記載されていた。
- (18) 同月15日付けで、法人は、法に限らず、既存のいかなる法令等にも新型コロナウイルス禍についての対応を含んだものはなく、組合との団体交渉も密閉・密集・密接の状況に陥らない、文書による主張の交換により行うことが社会的責任であると考える旨等を記載した、上記(17)の団体交渉の申入れに対する回答書面を組合に送付するとともに、A2組合員に対し、就業規則の規定に基づき同年7月20日付けで解雇する旨の解雇予告通知書を送付した。
- (19) 組合は、同年6月23日付けで、組合は暫定的措置として文書による主張の交換を了解したにもかかわらず、法人は文書のみで団体交渉文書等を送りつけているが、いずれも法に則る団体交渉ではない旨等を記載し、法人が団体交渉を行おうとしないことに厳重に抗議する抗議文を法人に送付するとともに、同日付けで、「団体交渉申し入れ書」と題する書面により、A2組合員の労働条件を議題とする団体交渉を、同月29日に参加者が2メートル離れて協議できるB3病院内の場所で行うよう申し入れ、組合側の参加者は3名であるとした。
- (20) 同月26日付けで、法人は、4・28組合回答以降、団体交渉は組合が選択した文書による主張の交換により行われている旨、医療機関を経営する当法人が3密の状況を作らない努力をすることは社会的責務である旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (21) 同年7月2日付けで、組合は、文書による主張の交換は、法人からの提案を受け、組合としては暫定的処置として了承したものである旨等を記載した抗議文を法人に送付するとともに、同日付けで、「再々度団体交渉申し入れ書」と題する書面により、A2組合員の労働条件等を議題とする団体交渉を、同月7日にB3病院の会議室で行うよう申

し入れた。

(22) 同月4日付けで、法人は、新型コロナウイルス感染症対策として3密の状況を作らない対応をしている旨等を記載した書面を組合に送付した。

4 本件申立て後の経緯

(1) 令和2年7月20日、上記3の(18)の解雇予告通知書どおり、A2組合員は解雇された。

(2) 同年10月23日、A2組合員は、法人を相手方として、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認及び賃金等の支払を求めて、高知地方裁判所に労働審判を申し立てた。

(3) 同年12月23日、第1回審判期日において、法人はA2組合員に解決金を支払い、A2組合員はその余の申立てを放棄する旨の調停が成立した。

第4 当委員会の判断

本件における争点は、4・28法人提案に対する4・28組合回答以降、法人が、対面方式による団体交渉に応じていないことが、法第7条第2号の不当労働行為に該当するかである。

1 当事者の主張

(1) 組合の主張

ア 4・28法人提案を受け、組合としては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出されていたこともあり、4・28組合回答により、とりあえず、文書による主張の交換を行う旨を回答したものであるが、法人が組合を介さずA2組合員に直接5・8催告書を送付してきたため、抗議するとともに、対面方式による団体交渉を求め、令和2年6月1日以降、開催日時及び開催場所を指定して複数回にわたって申し入れたが、法人は応じなかった。

イ 組合が、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求しているにもかかわらず、法人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張している。

ウ 同年5月には、緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、法人は、自らが提案した「文書による団体交渉」に固執し、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否しており、このような法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

(2) 法人の主張

ア 組合からの団体交渉の申入れに対し、新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、組合同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。

イ 組合は、同月19日付けの「夜勤問題についての要求」と題する書面で、A2組合員の労働条件について具体的な要求を行っており、「文書による団体交渉」は、双方合意の上継続している。

ウ 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、B3病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為には当たらず

ない。

2 当委員会の判断

- (1) 団体交渉がどのような方法で行われるべきかについて、法令上明文で定めたものはない。しかし、団体交渉においては、使用者には誠実交渉義務があると解されている。誠実交渉義務とは、使用者が、単に、組合の主張や要求を聴くだけでなく、組合の主張や要求に対し、回答や主張を行い、必要があれば論拠及び資料を示す等して、交渉し、誠実な対応を行い合意達成の可能性を模索する義務である。

このような誠実交渉義務を果たすためには、使用者が労働組合の代表者と会話し協議する過程が特に重要であることから、誠実交渉義務には、会話し協議する義務が内包されていると解される。

したがって、原則として団体交渉は対面方式によることが必要であり、例外的に、書面の交換による方法により団体交渉義務の履行があったといえる場合があるとしても、労使双方の合意がある場合又は対面方式によることが困難であるなど特段の事情がある場合に限られるというべきである。

以下、本件について検討する。

ア 労使双方の合意の有無について

まず、本件において、書面の交換による方法について労使双方の合意があったかについて検討する。

(ア) 上記第3の3の(4)のとおり、令和2年4月28日の時点においては、4・28法人提案に対する4・28組合回答により、組合と法人との間で、当面の間は、書面により主張の交換を行う旨の合意があったことが認められる。

(イ) しかしながら、組合は、上記第3の3の(8)のとおり、同年5月12日の時点で、「労使の話合いのルールに基づき団体交渉を行うことを法人に要求」しており、本件審問において、A1組合長は、同書面での要求は、文書でやり取りすることについて、一旦承認したものを撤回したということである旨供述している。

(ウ) その後、組合は、上記第3の3の(12)、(14)、(17)、(19)及び(21)のとおり、同年6月1日、同月3日、同月11日、同月23日及び同年7月2日の各日に、開催日時及び開催場所について具体的に言及した上で5回にわたって団体交渉を申し入れている。また、上記第3の3の(17)、(19)及び(21)のとおり、同年6月11日、同月23日及び同年7月2日付けの各書面においては、書面による主張の交換を了解したのは暫定的措置であった旨を繰り返し法人に対して主張している。

(エ) 上記第3の3の(8)の同年5月12日付け書面は、内容が曖昧であることから、この時点において、書面により主張の交換を行う旨の合意が撤回されたとはまではいえないとしても、同年6月1日の時点においては、組合が開催日時及び開催場所に言及し、対面方式による団体交渉を申し入れていることが書面の文言から明白である以上、遅くとも同日には、組合は、書面により主張の交換を行う旨の合意を撤回したと認めるのが相当である。

(オ) この点について、法人は、上記1の(2)のイのとおり、「文書による団体交渉」は、双方合意の上継続していると主張するが、上記第3の3の(4)のとおり、B1理事長は、4・28組合回答における「とりあえず」の意味について、「変更があり得る」、また、「当面とか、一時的」と理解していた旨供述していることから

すると、法人自ら合意が暫定的なものであると認識していたことが認められるのであって、上記(イ)から(エ)までの事実も併せ考慮すると、法人の主張は採用できない。

(カ) 上記(ア)から(オ)までのとおり、書面の交換による方法についての合意は、遅くとも同日には撤回されたと認めるのが相当である。

イ 対面方式によることが困難であるなどの特段の事情について

次に、本件において、対面方式によることが困難であるなどの特段の事情があったかについて検討する。

(ア) 組合から法人に対して団体交渉の申入れが行われた同年4月28日時点においても、また、現在においてもなお、新型コロナウイルス感染症が終息しない状態が続いている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、対面方式による団体交渉を行うことが一律に困難であると認めることは相当ではない。つまり、上記のとおり、誠実交渉義務を果たすためには、対面方式による団体交渉を行うことが重要であることに鑑みれば、一律に対面方式を困難なものとするのは相当でなく、その時点における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と照らし合わせ、かかる状況下で、感染予防対策を行ってもなお団体交渉を行うことが困難であるか、具体的事情を考慮して、特段の事情の有無を判断することが必要である。

以上を前提に、本件における特段の事情の有無について検討する。

(イ) 上記第3の3の(3)のとおり、法人が運営するB3病院のように高齢の入院患者や基礎疾患のある入院患者が多い環境においては、外部からの感染を防止する必要性が高いこと、4・28法人提案の時点では、全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出されていたことなどを考慮すると、B2科病棟を有する病院を運営する法人において、新型コロナウイルス感染症対策に特に慎重な対応が必要であったことは理解できるところであり、4・28法人提案もやむを得ないものであったと認められる。

(ウ) しかしながら、緊急事態宣言は、同年5月14日には本県を含む39県で、同月25日には全都道府県で解除されたほか、いわゆる「新しい生活様式」の実践例が示され、法人が懸念する3密についても、人との間隔はできるだけ2メートル空ける、会話をする際は可能な限り真正面を避ける、対面での打合せは換気し、マスクを着用するといった新型コロナウイルス感染症に感染するリスク（以下「感染リスク」という。）を低減させる具体的な方法等も周知されるようになるなど、4・28法人提案の時点と組合が対面方式による団体交渉を申し入れた同年6月1日以降とは、状況が大きく異なっている。

(エ) 上記第3の3の(12)のとおり、同日付けで、組合は、同月3日に団体交渉を行うよう申し入れ、開催場所については、法人が設定するよう求めているが、この点について、A1組合長は、以前法人と団体交渉を行った実績があるCの会議室の貸出しが同年5月13日から再開されたことを確認していたため、3密を回避したいという法人の意向を考慮し、開催場所については、法人の方で設定するよう求めたものである旨供述している。

一方、法人は、上記第3の3の(3)のとおり、4・28法人提案において、新型コロナウイルス感染症の影響でCの会議室の貸出しが中止されているとした上で、団体交渉について三つの方法から選ぶよう提案したにもかかわらず、上記第3の3の

(12)のとおり、当該提案以降、Cの会議室の貸出しの再開状況を確認したことはなかったというのである。

法人が、感染リスクを考慮し、病院内の会議室等で団体交渉を行うことを避けたいというのであれば、病院外の施設で行うことも可能であると考えられるが、上記のとおり、法人は、かかる対処方法を検討することなく、対面方式による団体交渉に応じない姿勢を続けた。

(オ) また、上記第3の3の(19)のとおり、同年6月23日付けで、組合は、参加者が2メートル離れて協議できるB3病院内の場所で団体交渉を行うよう申し入れている。

上記第3の2の(3)のとおり、組合と法人間の団体交渉の参加者は、従来から、組合側は3名、法人側は1名の合計4名と少数であり、同日の申入れにおいても、組合側の参加者は3名であることが明記されている。

このように参加者が少数であれば、室内の換気を十分に行い、参加者全員がサージカルマスクなどを着用し、各参加者の間隔を十分に確保した上で、パーティション等を設置するなどの対策をとることにより、感染リスクを低減しつつ対面方式による団体交渉を行うことも可能であると考えられるが、法人は、このような方法を検討することなく、対面方式による団体交渉に応じない姿勢を続けた。

(カ) 上記(ウ)から(オ)までのとおり、緊急事態宣言が解除された後、本県においては、その開催場所や開催方法によっては、対面方式による団体交渉が可能な状況であったというべきであり、組合により書面の交換による方法についての合意が撤回されたと認められる同月1日以降も、法人が、感染リスクを低減させる方法を何ら検討することなく対面方式による団体交渉を拒否し続けていることからすると、本件においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行ってもなお団体交渉を行うことが困難であったとは認められず、特段の事情があったとはいえない。

ウ 小括

上記ア及びイのとおりであり、本件は、少なくとも同日の団体交渉の申入れ以降は、書面の交換による方法が許される場合には該当しない。

(2) 以上のとおりであり、同日から同年7月2日にわたる組合からの対面方式による団体交渉の申入れに応じなかった法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

3 救済の方法について

(1) 組合は、対面方式による団体交渉の応諾を求めるが、上記第3の4の(3)のとおり、本件申立て後、労働審判において調停が成立したことにより、A2組合員の雇用に関する問題について団体交渉を行う必要性はなくなったものと認められることから、主文をもって足りると考える。

(2) 組合は、謝罪文の新聞広告欄への掲載及び慰謝料の支払を求めるが、主文をもって足りると考える。

第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和3年3月29日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

(5) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を1年以内としている（平成17年3月17日第485回公益委員会議決定）。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは16件あり、そのうち1年以内に終結した事件は11件であった。また、この16件の平均所要日数は325日であった。

第1表 終結事件（平成17年3月17日以降申立分）の審査状況

事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審査回数			終結事由
				調査	審問	和解	
17年（不）1号	17.10.6	17.11.7	33				無関与和解
18年（不）1号	18.7.27	19.3.23	240	3	3		命令（棄却）
19年（不）1号	19.5.29	20.2.25	273	3	3		命令（一部救済）
21年（不）1号	21.1.9	21.4.22	104	2			取下
20年（不）1号	20.1.10	21.8.24	593	6	4	2	命令（一部救済）
22年（不）2号	22.8.31	23.1.5	128	2			取下
22年（不）1号	22.8.31	23.7.21	325	5			取下
23年（不）1号	23.1.7	23.8.24	230	3	2		命令（棄却）
24年（不）1号	24.7.12	25.12.3	510	5	3	3	関与和解
27年（不）2号	27.12.11	28.8.8	242	3		3	関与和解
28年（不）1号	28.1.7	29.2.10	401	4	1		命令（一部救済）
27年（不）1号	27.2.16	29.3.30	774	5	3	1	関与和解
28年（不）2号	28.10.25	30.1.25	458	7			命令（一部救済）
29年（不）1号	29.7.6	30.3.23	261	3			命令（棄却）
30年（不）1号	30.11.28	1.11.25	363	6		1	命令（一部救済）
2年（不）1号	2.7.17	3.4.12	270	3	1		命令（一部救済）
計（16件）	—	—	5,205	60	20	10	

平均所要日数 全体（16件）： 325日
 命令・決定事件（9件）： 343日
 取下・和解事件（7件）： 302日

第2表 終結事件の平均所要日数（昭和24年～令和3年）

	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	17,321	40	433
取下・和解事件	90,994	159	572
計	108,315	199	544

（注） 令和4年3月31日までに終結した事件を集計（昭和45年（不）第9～11号併合事件、昭和46年（不）第1号事件及び昭和51年（不）第1～10号併合事件を除く。）

第3表 審査期間別終結件数（命令・決定事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33		2	1	1		1			5
S34～43		1	3	2				1	7
S44～53			1		3	1	1		6
S54～63						2			2
H元～10				2	2	2	4		10
H11～20				2	1				3
H21～30				2	2	1			5
R元～R3				2				10	12
計		3	5	11	8	7	5	11	50

第4表 審査期間別終結件数（取下・和解事件）

審査期間 終結 年度	～30日	31～90日	91～ 180日	181～ 365日	1年超～ 1年半	1年半超 ～2年	2年超 ～3年	3年超	計
S24～33	17	6	4	1	1	1			30
S34～43	8	23	7	13	6	2			59
S44～53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54～63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
H元～10			1	1	5	2	1	3	13
H11～20		1	1	1					3
H21～30			2	2	1		1	3	9
R元～R3								4	4
計	28	37	22	21	17	8	7	23	163

第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示

概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定し、告示することとされている。

なお、令和 3 年度に認定・告示はなかった。

第 5 節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働紛争）に係る労働相談及びあっせんを行っている。

1 労働相談

概 況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

令和3年度に取り扱った労働相談の件数は400件であった。そのうち、労働者からの相談が392件、使用者からの相談が8件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が120件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が77件、「解雇」が51件であった。企業規模別では、「不明」を除くと、30人未満の企業が多かった。新型コロナウイルス関連の相談は15件あった。

なお、令和3年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

【合同労働相談会の概要】

- (1) 日 時 : 令和3年10月29日（金）午前10時～午後5時
- (2) 場 所 : 高知県庁北庁舎
- (3) 相談件数 : 14件
- (4) 相談内容 : パワハラ・嫌がらせ8件、退職2件、賃金未払2件
など、計19件
(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)
- (5) 相談担当機関 : 弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局雇用環境・均等室、県商工労働部雇用労働政策課、労働委員会事務局

第1表 労働相談件数の推移

年度	元年度	2年度	3年度	計
実件数	450 (19)	451 (18)	400 (14)	1,301 (51)

(注) () 内は、合同労働相談会の件数で内数である。

第2表 労働相談の内訳

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	実件数		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	400		392	8	115	1	38		40	2	37	1	162	4
経営又は人事	168		165	3	56		21		20	1	13		55	2
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	51		49	2	16				9		5		19	2
① 整理解雇	2		2		2									
② 普通解雇	22		20	2	4				2				14	2
③ 退職強要	13		13		9				2		1		1	
④ 契約更新拒否、雇止め	14		14		1				5		4		4	
イ 配置転換、出向・転籍	14		14		1		6		2		1		4	
ウ 復職	1		1										1	
エ 懲戒処分	11		10	1	6		1			1			3	
① 懲戒解雇														
② その他の懲戒処分	11		10	1	6		1			1			3	
オ 退職	77		77		28		11		8		6		24	
カ 勤務延長、再雇用	1		1										1	
キ その他経営又は人事	13		13		5		3		1		1		3	
賃金等	70		69	1	29		5		6		6		23	1
ク 賃金未払い	35		35		16		3		3		1		12	
ケ 賃金増額														
コ 賃金減額	8		8		5		1				1		1	
サ 一時金	5		5		1		1		2				1	
シ 退職一時金	4		4		2				1		1			
ス 解雇手当	2		2		1								1	
セ 休業手当	4		4		1								3	
ソ 諸手当	2		2		1								1	
タ その他賃金	10		9	1	2						3		4	1
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	164		160	4	47	1	21		18	1	12		62	2
ツ 労働契約	29		29		10		5		3		3		8	
テ 労働時間	32		31	1	6		7		3	1	4		11	
ト 休日・休暇	13		13		4		1		2				6	
ナ 年次有給休暇	23		23		8		2		4		2		7	
ニ 育児休業・介護休業	2		2				1						1	
ヌ 時間外労働	13		12	1	4		3						5	1
ネ 安全・衛生	13		13		6		2		1		1		3	
ノ 福利厚生制度														
ハ 社会保険	11		10	1	2				2		1		5	1
ヒ 労働保険	10		10		3				2				5	
フ その他の労働条件等	18		17	1	4	1			1		1		11	
職場の人間関係	130		129	1	27		15		16		14	1	57	
ヘ セクハラ	10		10		1								9	
ホ パワハラ・嫌がらせ	120		119	1	26		15		16		14	1	48	
その他	78		77	1	19		8		3		14		33	1
マ その他	78		77	1	19		8		3		14		33	1
総計	610		600	10	178	1	70		63	2	59	1	230	6

(注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。
 合同労働相談会の件数を含んでいる。

第3表 労働相談の内訳（新型コロナウイルス関連のみ）

相談内容	企業規模		計		30人未満		30～99人		100～299人		300人以上		不明	
	実件数		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	15	15			3				1		1		10	
経営又は人事	4	4			3								1	
ア 解雇（エ①の懲戒解雇は除く）	1	1											1	
① 整理解雇														
② 普通解雇														
③ 退職強要														
④ 契約更新拒否、雇止め	1	1											1	
イ 配置転換、出向・転籍														
ウ 復職														
エ 懲戒処分														
① 懲戒解雇														
② その他の懲戒処分														
オ 退職	2	2			2									
カ 勤務延長、再雇用														
キ その他経営又は人事	1	1			1									
賃金等	3	3			1								2	
ク 賃金未払い														
ケ 賃金増額														
コ 賃金減額														
サ 一時金														
シ 退職一時金														
ス 解雇手当														
セ 休業手当	3	3			1								2	
ソ 諸手当														
タ その他賃金														
チ 年金（企業年金、厚生年金等）														
労働条件等	8	8							2				6	
ツ 労働契約														
テ 労働時間	2	2							1				1	
ト 休日・休暇														
ナ 年次有給休暇	2	2							1				1	
ニ 育児休業・介護休業														
ヌ 時間外労働														
ネ 安全・衛生	1	1											1	
ノ 福利厚生制度														
ハ 社会保険														
ヒ 労働保険														
フ その他の労働条件等	3	3											3	
職場の人間関係	3	3			2								1	
ヘ セクハラ														
ホ パワハラ・嫌がらせ	3	3			2								1	
その他	3	3									1		2	
マ その他	3	3									1		2	
総計	21	21			6				2		1		12	

(注) 1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。
15件は、労働相談実件数の内数である。

2 個別労働紛争のあっせん

(1) 概況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

令和3年度は、新規申請が2件で、労働者からの申請であった。

取り扱った2件中、1件が不参加で終結し、1件は翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

年度	区分	前年度 繰越	新規申請			合計	処理状況	
			労働者	使用者	計		終結	繰越
元年度		1	5		5	6	6	
2年度			2		2	2	2	
3年度			2		2	2	1	1
計		1	9		9	10	9	1

第2表 申請内容内訳（新規申請分）

区分	元年度		2年度		3年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇・退職強要・雇止め			1	33.3%			1	4.8%
配置転換、出向・転籍	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
復職								
懲戒処分	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
退職								
勤務延長、再雇用								
その他経営又は人事	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
賃金未払	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
賃金増額								
賃金減額	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
一時金								
退職一時金								
解雇手当								
休業手当								
諸手当	1	9.1%					1	4.8%
その他賃金								
年金(企業年金・厚生年金等)								
労働契約								
労働時間					1	14.3%	1	4.8%
休日・休暇								
年次有給休暇	1	9.1%					1	4.8%
育児休業・介護休業								
時間外労働								
安全・衛生								
福利厚生制度								
社会保険								
労働保険								
その他の労働条件等								
セクハラ								
パワハラ・嫌がらせ	3	27.3%	2	66.7%			5	23.8%
その他	1	9.1%			1	14.3%	2	9.5%
計	11	-	3	-	7	-	21	-

(注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

区分	年度	元年度		2年度		3年度		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
終結	不開始								
	不参加	2	33.3%			1	100.0%	3	33.3%
	打切	4	66.7%					4	44.4%
	取下								
	解決			2	100.0%			2	22.2%
	合計	6	—	2	—	1	—	9	—
翌年度繰越			—		—	1	—	—	—

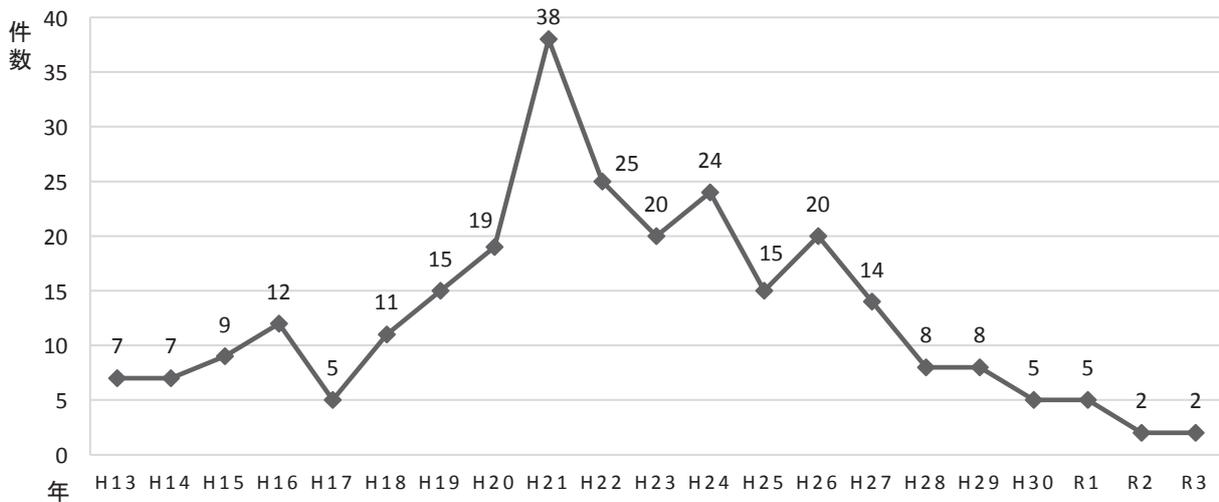
(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

事件番号 (業種)	受付日 (申請区分)	申請事項	事件の概要	あつせん 期日	あつせん員		
	処理結果			終結日 (処理日数)	公	労	使
3 (個) 270号 (医療・ 福祉)	3.12.2 (労)	降格・減給処分の撤回	不当に降格・減給処分をされたとして、処分の撤回を求めてあつせん申請があった。相手方へ事前調査を行った結果、相手方があつせんに不参加の意向を示したため、あつせんを打ち切った。	3.12.21 (20日)	藤原	市川	長瀧
	不参加						
4 (個) 271号 (卸売 業・小売 業)	4.3.2 (労)	業務内容等の変更の撤回、未払賃金の請求等	持病を理由とした業務内容等の変更の撤回、時間外労働と休憩が取れなかったことに対する賃金相当額の請求、関係書類への個人名の無断使用の説明を求めてあつせん申請があった。第1回あつせんを行った結果、更なる調整が必要であったため、次年度に繰り越した。	4.3.22	高林	池澤	三宮
	繰越						

- (注) 1 事件番号は、暦年+通し番号
2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

(3) 申請件数の推移



資 料

1 労働争議調整事件 調整内容別件数表 (昭和21年～令和3年)

(単位：件)

区分	年	S 21	S 22	S 23	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40
賃 上 げ			3 調3	13 調7	7 調4		6 調2	5 調1	7	5 調1	3	3	8	4	2	1	9	7	2	5	4
解 雇		4 調1		5	3 調1	4 調2	1	2	2	10	6	3	5	8	3	3	3	2	3 仲1	3	7
一 時 金					1	1	2	4 調1	2	6	5	6	3	2	1	9	7	5	3	8	
労働協約・ 労働条件			3 調3	2	4	7 調4		1	6 仲1	1	1	1	2	4	1		1	2	1	1	
未払賃金				2	1	3 調3		5	4	2	5	1	2	1	1					1	
工場閉鎖・ 人員整理				1	8 調3	7 調2		1		1		1	1	1	2		2	1		1	3
退職金・ 予告手当					2	10	1	1			3		1	3			1		3		
賃下げ撤回					1 調1				1	1					1		1				
非組合員 の 範 囲									1												
団交拒否				1					1											2	
支配介入					1																
第2組合へ の解散命令				1																	
そ の 他			1 調1	1	1	1		1		2		1		1	2	1		1	1		1
計		4 調1	7 調7	24 調7	28 調8	35 調	9 調2	18 調1	25 調1 仲1	24 調1	25	15	25	25	14	6	26	20	15 仲1	16	23

区分	年	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60
賃 上 げ		5	2	5 調1	4	10	17	5	6	8	3	2	4	6	3	2	4	7	6	7	
解 雇			3 調1	4	5	2	5	8	4	1	2	5	2	3		3	3	1	1	3 調1	1
一 時 金		4 調1	2	2	8	2	6	2	2	4	3	5	4	4	4	1	3	8	6		2
労働協約・ 労働条件		2	2	2	1		1	2		1		2	4	2	7	4	4	4	3	4	1
未払賃金			1				2				1	1				4				1	
工場閉鎖・ 人員整理		5					5	1		1				1	3		2		1	5	
退職金・ 予告手当							4				1			1	2			1			
賃下げ撤回																					
非組合員 の 範 囲																					
団交拒否		5		3	1	17	3		3	1	2	2	2	3	1	2	2	9	7	6	11
支配介入			1				1														
第2組合へ の解散命令																					
そ の 他		1	2			1			1	3				2	1	1	3	4	2	3	8 調1
計		22 調1	13 調1	16 調1	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29 調1	23 調1

年 区分	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
賃上げ	1	2		2	3	1	2	4	6		3	3	1	1		1	2		2	
解雇			1			1	3		2	2	2	1 調1				2				
一時金	4	4	1	2	3	1	2		1	2	3	1	1	3 調3	4 調2		2	1		
労働協約・労働条件		2	2	1	3	1	4	5	5	3	1	4 調1	1		1 調1					
未払賃金			1																	
工場閉鎖・人員整理																				
退職金・予告手当											1	1	1	1					1	
賃下げ撤回																				
非組合員の範囲																				
団交拒否	3	2	1	3	7	4	5		1	2	4	4		1	2	3 調1	1	2	2	4 調1
支配介入																				
第2組合への解散命令																				
その他	4			2	3	3		1		2			1	1			1			
計	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14 調2	5	7 調3	7 調3	6 調1	6	3	5	4 調1

年 区分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	計
賃上げ									1		1		1				237 調19
解雇	1		3	3	1	1	2			3							161 調7 仲1
一時金	1				1	1							1				176 調7
労働協約・労働条件		1	3	3				1			1						126 調9 仲1
未払賃金	1	1		1	1				1					1			45 調3
工場閉鎖・人員整理																	54 調5
退職金・予告手当			1		1	1											42
賃下げ撤回																	5 調1
非組合員の範囲																	1
団交拒否	3	2	1	1	6	2		2	1	1	1		1				156 調2
支配介入																	3
第2組合への解散命令																	1
その他					1	2	2 仲1			2		2	1				75 調2 仲1
計	6	4	8	8	11	7	4 仲1	3	3	6	3	2	4	1	0	0	1,082 調55 仲3

(注1) 調は調停の件数を、仲は仲裁の件数を示し、内数である。

(注2) 平成13年以降は年度で計上（平成13年1～3月分は平成13年度に計上）。

2 労働争議調整事件 処理区分表 (昭和21年～令和3年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
新規申請件数		4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23
処理区分	取 下		1	3	2	3		3	6		4		2	9	4		6	7	1	4	13
	解 決	1	7	17	20	25	8	11	14	17	17	15	19	12	7	6	13	9	13	9	9
	打 切			2	6	3	2	1	6	4	5	1	2	4	3		7	2	4	1	3
	不 調			1	2	2	1	1													
	却 下		1																		
	裁 定								1												
	移 管													2							
計		1	9	23	30	33	11	16	27	21	26	16	23	27	14	6	26	18	18	14	25
翌年への繰越		3	1	2	0	2	0	2	0	3	2	1	3	1	1	1	3	0	2	0	

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
新規申請件数		22	13	16	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29	23
処理区分	取 下	6	8	3	9	20	17	8	1		1	1	2	1	4	3	3	3		5	3
	解 決	3	3	8	8	6	13	5	8	14	12	15	13	15	9	8	11	15	15	9	6
	打 切	9	6	3	4	5	11	7	5	2	4	2	2	5	6	8	5	17	13	14	13
	不 調																				1
	却 下																				
	裁 定																				
	移 管																				
計		18	17	14	21	31	41	20	14	16	17	18	17	21	19	19	19	35	28	28	23
翌年への繰越		4	0	2	0	1	4	2	3	4	1	0	0	1	3	1	3	2	0	1	1

区分	年	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新規申請件数		12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14	5	7	7	6	6	3	5	4
処理区分	取 下	1	2			3	1	2	2		1	1		2	1	1	1				2
	解 決	4	3	2	5	8	4	5	2	6	7	7	5	4	4	4	4	5	2	2	2
	打 切	7	5	4	5	7	8	7	8	6	3	8	6	1	2	1	1	1	1	1	1
	不 調									1					1	1					1
	却 下																				
	裁 定																				
	移 管																				
計		12	10	6	10	18	13	14	12	13	11	16	11	7	8	7	6	6	3	3	6
翌年への繰越		1	1	1	1	2	0	2	0	2	2	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	計	
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2		3
新規申請件数		6	4	8	8	11	7	4	3	3	6	3	2	4	1	0	0	1,082
処理区分	取 下	1			2		1		1		2	1		1				195
	解 決	5	2	4	4	6	5	2	1	2	1	1	1	2				566
	打 切		2	3	2	4	3	1	2	1	2	1	2	1		1		305
	不 調																	12
	却 下																	1
	裁 定																	1
	移 管																	2
	計	6	4	7	8	10	9	3	4	3	5	3	3	4	0	1	0	1,082
翌年への繰越	0	0	1	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0		

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

3 労働争議実情調査件数表 (昭和30年～令和3年)

(単位：件)

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
開 始		35	13	16	29	14	16	17	18	12	16	20	21	26	27	24	33	29	24	30	32
終 結		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	19	20	26	23	28	30	26	21	29	28
繰 越		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	2	2	6	2	5	8	11	12	16

区分	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	H	H	H	H	H	H	H	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6
開 始		26	21	33	29	36	36	32	23	31	25	24	18	21	26	24	30	36	39	40	30
終 結		31	23	30	37	32	40	36	19	33	25	22	22	20	24	25	31	35	37	32	40
繰 越		11	9	12	4	8	4	0	4	2	2	4	0	1	3	2	1	2	4	12	2

区分	年	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
開 始		35	28	25	25	29	34	39	24	24	18	24	20	27	23	32	26	37	29	35	25
終 結		36	25	28	26	27	33	32	28	21	17	25	20	24	24	28	31	33	34	33	26
繰 越		1	4	1	0	2	3	10	6	9	10	9	9	12	11	15	10	14	9	11	10

区分	年	H	H	H	H	R	R	R	計
		27	28	29	30	元	2	3	
開 始		28	28	30	17	29	23	26	1,772
終 結		27	27	34	17	31	20	26	1,763
繰 越		11	12	8	8	6	9	9	

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

4 資格審査 立証目的別受付件数表 (昭和24年～令和3年)

(単位：件)

区分	年	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43
委員 推 薦		29	98	75	111	58	14	27	26	23	18	19	16	4	10		7	1	4		
不 当 労 働 行 為			1		1	3	2	1	1		3	3	5	8	4	5	4	6	6	6	3
法 人 登 記		6	3	6	2	4	4	3	1		2	1	1		2	3					3
労 働 者 供 給 事 業		4	2	1					1								2		2		2
労 組 法 第 18 条										1											
総会で特に必要と認めたもの			1				1														
旧 法 に あっ せ ん		5	22	4	5																
よ る も の 調 停		1	8	3																	
計		45	135	89	119	65	21	31	29	24	23	23	22	12	16	8	13	7	12	6	8

区分	年	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63
委員 推 薦		4		2		1	2		2		2		2		2		2	1	2		3
不 当 労 働 行 為		2	5	3	3		3	2	2	2		4		2	2	2	1	5		1	2
法 人 登 記			2	1		1	1	1			3	1	1						1		
労 働 者 供 給 事 業			2		2		2		2		2		2		2		2		2	1	
労 組 法 第 18 条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧 法 に あっ せ ん																					
よ る も の 調 停																					
計		6	9	6	5	2	8	3	6	2	7	5	5	2	6	2	5	6	5	2	5

区分	年	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
委員 推 薦			2		4			2	3	1	2	2	2	4		3		2		2	1
不 当 労 働 行 為			4	2		4	1	5	1		1	1	2			5		1	1	2	1
法 人 登 記		2											1	1				1		1	
労 働 者 供 給 事 業		2		1	2				1	1											
労 組 法 第 18 条																					
総会で特に必要と認めたもの																					
旧 法 に あっ せ ん																					
よ る も の 調 停																					
計		4	6	3	6	4	1	7	5	2	3	3	5	5	0	8	0	4	1	5	2

区分	年	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	計
委員 推 薦		2		2		3	1	2		2		2		2	611
不 当 労 働 行 為			2		1		1	2	1	1	1		1		144
法 人 登 記					1		1						1		62
労 働 者 供 給 事 業															40
労 組 法 第 18 条															1
総会で特に必要と認めたもの															2
旧 法 に あっ せ ん															36
よ る も の 調 停															12
計		2	2	2	2	3	3	4	1	3	1	2	2	2	908

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表 (昭和24年～令和3年)

(単位：件)

区分		年																											
		S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49		
新規申立件数		7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6	13	11	2	12	4	3	2	1		
処理区分	取 下	2	4	1	7	3	4	1	3	1	3	5	4	9	6	8	4	5		8	10	1	4		2	2			
	却 下	1						1																					
	棄 却		1														1			1				1					
	救 済		1					1									1	1	1	2		1	1			2			
	和 解	1																								1	1		
	移 送																												
	計	4	6	1	7	3	4	3	3	1	3	5	4	9	6	8	6	6	1	11	10	2	5	1	2	3	3		
翌年への繰越		3	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	2	2	4	3	1	1	6	8	9	9	16	19	20	19	17		

区分		年																											
		S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12		
新規申立件数		4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1		
処理区分	取 下			1	1	3	10	1	1		1	1						3	3					2			1		
	却 下																												
	棄 却																					3	1						
	救 済		1				1							1			2			2	1	1							
	和 解	3	1	1		2		3	1			1	1	2			1	2						1	1				
	移 送																												
	計	3	2	2	1	5	11	4	2	0	1	2	1	3	0	0	3	3	5	2	1	4	1	3	1	0	1		
翌年への繰越		18	27	27	27	26	17	14	14	16	16	20	20	18	20	20	21	20	16	17	19	17	17	14	14	15	15		

区分		年																				計		
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3		
新規申立件数		0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	0	213	
処理区分	取 下									4	1	1									4	135		
	却 下																				10	12		
	棄 却						1					1					1					11		
	救 済	1						1		1							1	1		1		1	27	
	和 解			1		1								1			2						28	
	移 送																						0	
	計	1	0	1	0	1	1	1	0	5	1	2	0	1	0	0	3	2	0	1	0	15	213	
翌年への繰越		14	14	17	17	17	17	18	19	14	16	14	15	14	15	17	15	14	15	14	15	0		

(注) 平成13年以降は年度で計上 (平成13年1～3月分は平成13年度に計上)。

7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覽表

No.	事 件 番 号	7 条 号 該 当 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
1	S24-1	1	S24.12.23 却下				
2	S25-1	1・4	S25.7.3 一部救済	S25.7.20 申立て S25.9.16 命令取消			
3	S25-3	2・4	S25.11.1 棄却				
4	S28-3	1・3	S30.6.23 却下	S30.7.31 申立て S30.5.23 和解取下			
5	S30-3	1・4	S30.11.21 全部救済		S30.12.19 提訴 S33.9.29 棄却		
6	S36-9	1	S39.12.25 棄却				
7	S39-4	2	S39.11.6 全部救済				
8	S40-3	1	S40.12.14 全部救済	S40.12.27 申立て S41.6.23 関与和解			
9	S41-1	1	S41.5.30 全部救済	S41.6.16 申立て S41.12.24 関与和解			
10	S41-3	2	S42.4.17 全部救済		S42.5.10 提訴 S44.4.4 棄却	S44.4.27 控訴 S46.5.25 棄却	S46.6.30 上告 S48.10.30 棄却
11	S41-4	2	S42.2.1 全部救済	S42.2.17 申立て S42.6.10 関与和解			
12	S41-5	1	S42.11.30 棄却				
13	S42-7	1・3	S44.2.26 一部救済	S44.3.12 申立て S45.5.16 棄却			
14	S43-11	1・3・4	S45.3.30 一部救済				
15	S45-5	3	S46.6.2 棄却				
16	S45-9	1	R4.2.17 却下				
17	S45-10	1	R4.2.17 却下				
18	S45-11	1	R4.2.17 却下				
19	S46-1	1	R4.2.17 却下				
20	S47-1	2	S49.12.2 一部救済				
21	S47-3	1・3	S49.4.23 一部救済	S49.5.17 申立て S51.2.5 自主和解			
22	S51-1	1	R4.2.17 却下				

No.	事 番 号	7 該 当 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
23	S51-2	1	R4. 2. 17 却下				
24	S51-7	1	R4. 2. 17 却下				
25	S51-8	1	R4. 2. 17 却下				
26	S51-9	1	R4. 2. 17 却下				
27	S51-10	1	R4. 2. 17 却下				
28	S51-11	1	S51. 7. 26 全部救済				
29	S54-2	1・2・3	S55. 11. 8 一部救済		S55. 12. 3 提訴 S56. 7. 10 関与和解		
30	S61-1	1	S62. 12. 28 全部救済		S63. 1. 19 提訴 H1. 4. 28 関与和解		
31	S62-1	1・2	H2. 8. 2 一部救済	H2. 8. 13 申立て H3. 1. 28 取下			
32	S63-1	1・3	H2. 1. 11 一部救済		H2. 2. 26 提訴 H3. 6. 18 棄却	H3. 6. 26 控訴 H5. 6. 22 一部棄却	H5. 7. 7 上告 H7. 4. 14 一部取消
33	H2-1	1・3	H5. 3. 18 一部救済	H5. 3. 26 申立て H5. 7. 16 自主和解			
34	H4-1	1・2・3	H7. 4. 13 一部救済		H7. 5. 12 提訴 H11. 10. 6 和解取下		
	H5-2	1・3	// 棄却				
35	H5-1	1・3	H5. 12. 16 一部救済	H6. 1. 4 申立て H6. 2. 9 自主和解			
36	H5-3	1	H6. 1. 31 一部救済				
37	H6-1	1・2	H7. 12. 21 棄却				
38	H6-2	2・3	H7. 12. 21 棄却				
39	H6-3	1・2・3	H8. 8. 21 棄却	H8. 9. 4 申立て H9. 9. 12 和解			
40	H12-1	1・2	H13. 3. 15 一部救済	H13. 4. 4 申立て H13. 12. 17 和解			
41	H18-1	1・2・3	H19. 3. 15 棄却				
42	H19-1	2	H20. 2. 21 一部救済				
43	H20-1	1・3	H21. 8. 20 一部救済				

No.	事 番 号	7 条 当 号	命 令	再 審 査	行 政 事 件 訴 訟		
					地 裁	高 裁	最 高 裁
44	H23-1	1・2・3	H23. 8. 22 棄却				
45	H28-1	2	H29. 2. 2 一部救済				
46	H28-2	1・2	H30. 1. 19 一部救済	H30. 2. 5 申立て H30. 12. 17 和解			
47	H29-1	2	H30. 3. 16 棄却	H30. 4. 5 申立て R2. 3. 18 却下			
48	H30-1	1・2・3	R元. 11. 12 一部救済				
49	R2-1	2	R3. 3. 29 一部救済				

8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表
(平成13～令和3年度)

(単位：件)

区分	年度																	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実件数	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	423	436	339	356	401
経営又は人事	22	20	32	17	16	18	21	35	51	56	50	55	51	169	178	117	123	140
解雇	15	13	26	13	9	15	15	17	24	31	21	21	14	60	62	31	42	39
配置転換、出向・転籍	4		2	1	1			1	2	1	4	4	9	14	21	6	9	19
復職									1	2	2		1	2	1	1	1	4
懲戒処分		5	1	1	2	1	1	4		3	3	3	2	7	11	4	2	5
退職	2	1	2	2	2	2	4	11	20	13	18	22	22	64	69	65	56	71
勤務延長、再雇用			1					1	1	1		1	1	2		1	1	
その他経営又は人事	1	1			2		1	1	3	5	2	4	2	20	14	9	12	2
賃金等	21	14	18	24	25	16	26	17	66	43	54	44	46	91	112	88	92	70
賃金未払	5	6	5	8	13	9	7	3	37	20	24	21	25	51	77	46	44	36
賃金増額	1	1								1	1	2	1	1	1			1
賃金減額	6	2	5	4	3		2	4	6	9	10	10	2	10	8	5	7	6
一時金		1		1			1		4	2			2	1	4	5	8	3
退職一時金	7	3	1	4	4	2	3	5	3	2	5	4	3	7	4	10	5	3
解雇手当	1	1		2		3	1	1	6	1	5		2	3	2	1	4	7
休業手当			1				2		1	2	1		2	5	2	3	5	3
諸手当			3	4	4	2	5	3	2	1	3	2	4	3	5	6	5	3
その他賃金	1		3	1	1		5	1	7	3	5	5	5	8	9	11	13	8
年金(企業年金、厚生年金等)										2				2		1	1	
労働条件等	11	4	16	8	15	19	11	13	29	40	39	36	47	173	190	149	149	182
労働契約	3	1	6	1	3	5	2	2	5	5	12	10	11	23	29	16	19	23
労働時間			2		1	4	1	1	4	8	8	5	5	21	26	24	20	20
休日・休暇			1		1		2	1	5				5	6	13	10	11	15
年次有給休暇	2	1			1	2	2	5	4	15	8	3	6	33	38	33	33	39
育児休業・介護休業	1								1				1	3	7	3	4	6
時間外労働			1	1		1			1	2	1	3	3	27	17	16	16	22
安全・衛生			1						1	1		1		3	2	4	5	3
福利厚生制度																		1
社会保険	1	1	2	3	3	1	1	2	1		4	8	6	23	23	14	14	11
労働保険	3	1	2	1	2	4	1		3	5	5	2	5	26	26	20	11	25
その他の労働条件等	1		1	2	4	2	2	2	4	4	1	4	5	8	9	9	15	18
職場の人間関係	2	2	4	2	3	3	4	5	16	22	34	18	38	126	88	102	90	128
セクハラ				1			1		3	1	5		2	7	3	7	6	5
パワハラ・嫌がらせ	2	2	4	1	3	3	3	5	13	21	29	18	36	119	85	95	84	123
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98
計	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	628	650	529	524	618

(単位：件)

区分	年度	R 元	R 2	R 3	計
実件数		450	451	400	4,911
経営又は人事		167	157	168	1,663
解雇		39	45	51	603
配置転換、出向・転籍		20	23	14	155
復職		1	1	1	18
懲戒処分		5	7	11	78
退職		96	69	77	688
勤務延長、再雇用		1	2	1	14
その他経営又は人事		5	10	13	107
賃金等		102	86	70	1,125
賃金未払		41	22	35	535
賃金増額		1			11
賃金減額		13	13	8	133
一時金		10	6	5	53
退職一時金		4	5	4	88
解雇手当		7	6	2	55
休業手当		6	14	4	51
諸手当		6	8	2	71
その他賃金		14	12	10	122
年金(企業年金、厚生年金等)					6
労働条件等		253	185	164	1,733
労働契約		29	30	29	264
労働時間		31	18	32	231
休日・休暇		12	9	13	104
年次有給休暇		64	35	23	347
育児休業・介護休業		4	4	2	36
時間外労働		39	17	13	180
安全・衛生		4	10	13	48
福利厚生制度		1	1		3
社会保険		17	12	11	158
労働保険		42	29	10	223
その他の労働条件等		10	20	18	139
職場の人間関係		142	164	130	1,123
セクハラ		9	10	10	70
パワハラ・嫌がらせ		133	154	120	1,053
その他		108	127	78	1,061
その他		108	127	78	1,061
計		772	719	610	6,705

(注) 平成26年度から、1件の相談で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表
(平成13～令和3年度)

(単位：件)

区分	年度																	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実件数	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	20	14	8	8	5
解雇・退職強要・雇止め	4	3	5	10	1	6	11	9	5	10	3	4	3	11	7	2	5	2
配置転換、出向・転籍	2							1	2			1	1	1	1	2		
復職									1	1			1					
懲戒処分		2	2		1	1		4	1	1	3	1			2	2		
退職							1	1	2		1	2	4	5		2		1
勤務延長、再雇用												1						
その他経営又は人事										1	1			2				
賃金未払					1				4	2	4	4	2	2	2		1	
賃金増額	1											1			1			
賃金減額			1				1	1				3		1	1	1		
一時金															1	1		
退職一時金		2		1		1			3			1						
解雇手当				1		1	1	1	1	3	1	1	1					
休業手当							1		1		1					1		
諸手当			1			1												
その他賃金														1				
年金(企業年金・厚生年金等)																		
労働契約																		
労働時間																		
休日・休暇																		
年次有給休暇								1	15	1					1			
育児休業・介護休業																		
時間外労働																		
安全・衛生																		
福利厚生制度																		
社会保険												1		1				
労働保険																		
その他の労働条件等					1										1			
セクハラ											1			1				
パワハラ・嫌がらせ					1				1			1	3	3	3	5	3	2
その他						1		1	2	6	5	3		2	2			2
計	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	30	22	16	9	7

(単位：件)

区分	年度			計
	R元	R2	R3	
実件数	5	2	2	271
解雇・退職強要・雇止め		1		102
配置転換、出向・転籍	1		1	13
復職				3
懲戒処分	1		1	22
退職				19
勤務延長、再雇用				1
その他経営又は人事	1		1	6
賃金未払	1		1	24
賃金増額				3
賃金減額	1		1	11
一時金				2
退職一時金				8
解雇手当				11
休業手当				4
諸手当	1			3
その他賃金				1
年金(企業年金・厚生年金等)				0
労働契約				0
労働時間			1	1
休日・休暇				0
年次有給休暇	1			19
育児休業・介護休業				0
時間外労働				0
安全・衛生				0
福利厚生制度				0
社会保険				2
労働保険				0
その他の労働条件等				2
セクハラ				2
パワハラ・嫌がらせ	3	2		27
その他	1		1	26
計	11	3	7	312

(注) 平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表 (平成13～令和3年度)
(単位:件)

区分		年度																		
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
終	結	不開始																		
		不参加	1		1	5	1	2	1	2	1	3	7	3	4	5	5	3	3	2
		打切	3	4	6	3	1	4	3	6	10	6	3	6	3	3	6	3	1	1
		取下	2			2			1		3	1	1	4				1		
		解決	1	2	2	2	4	4	4	18	23	14	11	8	9	14	2	2	3	2
		計	7	6	9	12	6	10	9	26	37	24	22	21	16	22	13	9	7	5
翌年度への繰越		0	1	1	1	0	1	7	0	1	2	0	3	2	0	1	0	1	1	

区分		年度			計	
		R元	R2	R3		
終	結	不開始			0	
		不参加	2		1	52
		打切	4			76
		取下				15
		解決		2		127
		計	6	2	1	270
翌年度への繰越		0	0	1		

11 令和3年度広報活動実績

区分	取組内容	
労働委員会の認知度向上	パネル展、テレビCM放送、SNS広報など	オーテピア高知図書館展示の本棚「アンガーマネジメント」展（5/1～5/30）テレビ高知放送（5/6）読売新聞（5/21）
		令和2年度個別労働紛争解決制度（労働相談・あっせん）利用状況の公表 高知新聞に掲載（9/14）
		こうち労政情報掲載（県商工労働部雇用労働政策課発行・5月末、8月末、11月末、2月末発行）
		求人誌掲載（2誌（ガイド高知、キャリアザウルス）4月）
		※労務改善Q&A（使用者向け労務情報）を掲載
		オンライン版ソーレまつり2022（こうち男女共同参画センター「ソーレ」）（1/15～30）
		ツイッター及びフェイスブックでの相談窓口、Q&A等の配信（広報広聴課）通年
		ラジオ放送（1/2～3） テレビCM放映（3局32本 1/4～31）
		タブロイド紙掲載（K+（1/27） ミリカ（2/10））
		グーグルディスプレイ広告（2/15～28）
テレビCM放映（1局19本 3/1～3、3/5～20）		
個別労働紛争処理制度周知月間	パネル展	「コロナ禍を乗り越える！」展 県庁正庁ホール前ロビー（10/1～13）及びオーテピア高知図書館2階（10/14～27） NHKニュース（高知）放送（10/10）読売新聞（10/6）
	合同労働相談会（10/29）	求人誌掲載（2誌（ガイド高知、キャリアザウルス）10月）
		市町村広報紙掲載（8市3町1村）・高知新聞掲載（9/1）
		労委、関係機関等HP掲載（6機関）
		テレビCM放映（3局31本 10/8～24）
		タブロイド紙掲載（ミリカ（10/14））
		デジタルサイネージ（帯屋町ビジョン）放映（168本/日×2週間 10/11～24）
チラシ・ポスター作成及び配布（7月～10月 配布先：県関係機関、各事業者団体等）		

12 AI-FAQシステムについて



本県では、行政サービスの向上のため、よくある質問や定型的な質問に24時間自動応答するAI-FAQシステムを導入しています。

当委員会では、このシステムを利用して、令和3年2月25日から労働問題に関するよくある質問を、県民向けに公開しています。

利用方法としては、出てくる項目から選択していく方式と、質問のキーワードを入れると、そのキーワードに関連する質問が表示される方式の2通り（詳細は下記参照）があります。

- ・利用者数 令和2年度(2月、3月)：335(月平均168)、令和3年度：742(月平均62)

- ・令和3年度における更新内容

掲載している質問について、当初の28項目201問から40項目293問に更新し、質問内容を一部修正しました。（新規追加107問、既存修正36問、削除15問）

(追加した主な内容)

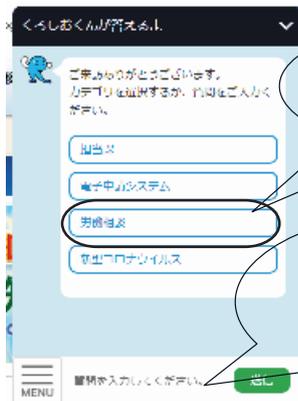
「新型コロナウイルス関連」「高齢者雇用」「外国人労働者」「安全衛生」「労働時間管理」「業務上の損害賠償」「懲戒処分」「同一労働同一賃金」「退職手続」「社会保険・雇用保険関係(通勤災害を含む)」等

- ✓ 高知県トップホームページの右下に表示される黄色のアイコン「質問に答えます！くろしおくん」をクリック（労働委員会ホームページからも入れます。）



- ✓ 「くろしおくんが答えるよ」が表示されます

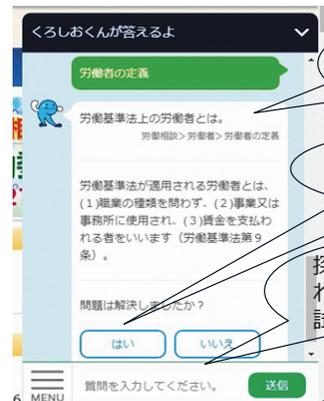
- ✓ くろしおくんの案内に沿っていくと・・・



①項目から選択する場合
「労働相談」をクリックし、
知りたいカテゴリを選択

又は

②言葉を直接入力する場合
「入力欄」にキーワード
(例：賃金未払)を直接入力
して「送信」をクリック



よくある質問と回答が
表示されます

回答が参考になれば
「はい」をクリック

探しているFAQでなけ
ればキーワード検索を
試してみましょう

高知県労働委員会 CMテーマ曲

作詞 高知県労働委員会事務局

作曲 藤森 さな

♩ = 120

しよくばのなやみは こうちけん ろうどういいんかい

Piano

mf *p* *mf* *f*

8^{va}.....1

8^{va}...1

(2020/2.14)

高知県労働委員会イメージフラワー

- ・ブルースター（オキシペタラム）
- ・花言葉「信じ合う心」



令和 3 年度

高知県労働委員会活動記録

発行 高知県労働委員会事務局
〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1
高知県庁北庁舎
電話 (088) 821-4645

印刷 西富謄写堂印刷
〒780-0850 高知市城山町36
電話 (088) 831-6820



公益委員

労働者委員

使用者委員

職場の悩みは

労働問題解決のコンシェルジュ

高知県労働委員会

高知県労働
委員会 HP

